

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方農政局	整理番号（ 1 ）
-------------	-----------

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	農業協同組合等の検査・指導監督
事務・権限の概要	<p>農業協同組合等(以下「組合」という。)は、農業協同組合法(以下「法」という。)に基づき設立される農業者の自主的な協同組織であり、信用、共済、経済事業の各事業を総合的かつ一体的に運営し、組合員の事業及び生活に必要なサービスを提供。</p> <p>国及び都道府県は、組合の機能や役割が効率的・効果的に発揮できるよう、組合の経営の健全化や法令遵守態勢の確保の観点から、法に基づく定款・事業規程変更の認可、指導、処分及びこれらの前提となる組合の検査を一貫して実施。</p> <p>国としては、都道府県区域を単位とする連合会等の検査・指導監督については、近年の経済・金融情勢の下でのこれらの団体の事業エリアや事業内容から見て、我が国の食料の安定供給の確保や信用秩序の維持のため、全国的観点から広域的な態勢で統一したかつ直接に実施することが必要と認識。</p> <p>このため、都道府県単位の連合会等の検査・指導監督については、全国各地に拠点を設ける連合会に対し迅速かつ綿密な監督を行う観点から、地方農政局を通じて、これら都道府県の区域を単位とする連合会等の検査・指導等を実施しているところ。</p> <p>なお、都道府県区域を単位とする連合会等に対する随時の検査、報告徴求、必要措置命令等の検査・処分の権限は、既に県域の個別の事象に対する検査・指導を行うため、主務大臣から都道府県知事に委任されており、既に都道府県が実施することが可能となっているが、これまで都道府県がこの権限を行使した事例は承知していない。なお、制度上、主務大臣がこれらの検査・監督を行うことも妨げていない。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	職員旅費、庁費 5,168 百万円の内数
関係職員数	100名
事務量（アウトプット）	<ul style="list-style-type: none"> ① 検査を行った国所管の連合会等の数：68組合 ② 都道府県の要請に基づいて検査を行った農協の数：34組合 ③ 検査等に伴う法に基づく報告徴求命令の数：90件 ④ 定款変更、事業規程変更の認可などの許認可の数：150件 ⑤ 許認可、決算時などにおいて連合会等から行ったヒアリングの数：438件 (平成21年度)
地方側の意見	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成22年7月15日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 都道府県区域の団体に対する指導監督は地方に移管。 ② ただし、金融検査事務は国の金融行政と密接な関連があるため引き続き国で実施。
その他各方面の意見	国単位で市場が形成される金融市場の監視・制御機能は中央政府の役割である（民主党分権革命ビジョン中間報告（2006年3月29日民主党分権調査会））
既往の政府方針等	
自己仕分け	<p><u>国と地方の役割分担</u></p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 今日の農産物・資材等の流通は広域化かつ複雑・迅速化が進み、金融はさらに複雑・迅速化が進み、高度かつグローバルな経済システムの中で農協系統事業が</p>
【仕分け結果】	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">C - c</div>

展開されている。このような都道府県単位の連合会等の事業内容・事業エリアの実態から見れば、次のように、これらに対する検査・処分等の監督は、全国的な視点を持ち、多数の事例・情報を持つ国による監督が不可欠。

ア 県信連（信用農業協同組合連合会）については、我が国の信用秩序の維持の観点から国が統一的に金融機関としての健全性の確保を図る必要があること、破綻のおそれが生じた場合には、緊急かつ迅速に対応する必要があることから、地方農政局が直接監督を実施する必要がある。

・県信連の平均貯金残高は1兆4,137億円。金融庁が直接監督する信用組合(1,008億円)の10倍以上の規模。(20年度)

イ 県経済連（経済農業協同組合連合会）は、全国に拠点を設けて農産物の販売・流通を展開するなど実質的に県域にとどまらない事業展開をしていることから、その監督は、全国的な視点を持つ地方農政局が実施する必要がある。

・経済連の一つであるホクレンの取扱高は年間1兆4,946億円。東京など全国10ヶ所に拠点があり、農産物の出荷量は北海道外へ8割以上。(20年度)

ウ 仮に都道府県単位の連合会等の業務上の法令違反が判明した場合、特に事案が県域を超える農産物流通に関わるケースでは、全国一斉かつ統一的に各県の連合会等の業務の緊急検査・処分等の監督を行う必要があるが、全国一斉の迅速かつ統一的な緊急検査・処分等の監督は、地方農政局を活用した国による実施が必要。

3 また、都道府県中央会は、全国中央会と一体となって農協及びその連合会に対する監査・指導を統一的に行っていることから、その監督は全国的な視点を持つ国が、実施する必要がある。

4 さらに、農業協同組合等の検査（信用事業関連）においては、金融庁（地方財務局）と農林水産省とが共同で検査を実施することが検査の実効性をあげるために必要であり、そのためには、金融庁（地方財務局）と同様の検査体制の構築が重要である。

5 なお、都道府県区域を単位とする農業協同組合の連合会等に対する随時の検査、資料等の報告徴求の必要措置命令等の検査・処分の権限は、昭和24年には主務大臣から都道府県知事に委任された（主務大臣がこちらの検査・処分を行うことも妨げられていない）が、これまで、都道府県がこれらの権限を行使した事例は承知していない。

本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障が生じる理由

1 検査と指導・処分等は一体で行って初めて適切な監督が可能であり、知事会の主張のように金融検査のみを切り分けて残りを都道府県が担当することになれば、迅速な対応や検査と指導・処分等の一貫した実施が果たせず、業務の遂行に著しい支障が生ずる。

また、県連合会に対する常例検査の権限は、解散命令、定款変更等の認可等重要な処分権限を行使するために必要な監督権限の一つであり、国が引き続き担当すべきもの。仮にすべての検査が県の権限となれば、県連合会を指導・処分するに当たって必要な基本的な情報を国として把握することが困難になり、円滑な指導・処分に著しい支障が生じる。

2 都道府県単位の連合会等に対する監督は、都道府県が相互に連絡を取り合うのではなく、多数の事例の情報を持つ国の機関が大臣の統一指示の下に全国的な視点で行わなければ、効率的かつ迅速な対応が不可能となる。特に、全国各地に拠点を設ける連合会に対し迅速かつ綿密な監督を行うためには、大臣の指示の下に、ブロックごとに配置され、地域の実情に精通した、専門の職員を機動的に派遣できる体制が不可欠である。

備考

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 地方農政局	整理番号（ 2 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	農林物資の品質に関する表示の適正化に係る立入検査等		
事務・権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・産地偽装などの品質表示基準違反の疑義を解明するための立入検査（JAS法第20条第3項）・任意調査 ・表示の適正化のための改善指示（JAS法第19条の14第1項）・指導等 		
予算の状況 （単位：百万円）	—		
関係職員数	1,713 人の内数		
事務量（アウト プット）	<p>（以下は20年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疑義を解明するための立入検査・任意調査：6,350 件の内数（数値は品質表示基準及びJAS規格に関するものの計） ・表示の適正化のための改善指示・指導等：5,577 件 ・一般調査（生鮮食品、加工食品を取り扱う小売店、中間流通業者（卸・製造）を計画的に巡回する調査）：43,130 か所 ・特別調査（科学的な手法を用い特定の品目に着目した調査）：8,801 か所（緑茶、塩干魚類、米穀で実施した店舗数の計） ・食品表示110番による情報提供受付：26,222 件の内数（数値は品質表示基準及びJAS規格に関するものの計） ・品質表示基準制度の普及啓発（事業者向けの制度説明会等）：2,380 件の内数（数値は品質表示基準及びJAS規格に関するものの計） 		
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）によると、本事務は地方に移管すべき旨が記されている。		
その他各方面の 意見	民主党の分権革命ビジョンにおいて、「市場の監視・制御（消費者保護、規格）」は中央政府の行うべき業務とされている。		
既往の政府方針 等	<p>消費者基本計画（平成22年3月30日閣議決定）</p> <p>○具体的施策の施策番号78（担当省庁等：農林水産省）</p> <p>「食品表示の信頼性を確保するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方農政局の職員による小売店舗等に対する巡回調査の充実等により、監督・指導の徹底を図ります。 ・農林水産消費安全技術センターによるDNA分析等の科学的手法を活用した食品表示の監視を行います。」 <p>○具体的施策の施策番号79（担当省庁等：消費者庁、警察庁、農林水産省）</p> <p>「食品表示について、消費生活センター、都道府県警察、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援することにより、関係法令の効果的な執行を図ります。」</p>		

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C - c</div>	<p><u>国と地方の役割分担</u></p> <p>1 この業務は、食の安全・安心の確保の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点で行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 具体的には以下の通りである。</p> <p>食品表示偽装事案（例：うなぎ蒲焼きの産地偽装など）には、</p> <p>① 食品の流通経路は、複数の県や地域ブロックをまたぐ広域業者や多数の県の県域業者が関係するなど極めて広域的で複雑であること</p> <p>② 偽装事案の全体像は、商品の販売ルートを遡りながら、関係地域、関係業者等の特定を、証拠が隠滅される時に極めて迅速に遂行することによって初めて解明可能なものであること</p> <p>③ 事案ごとに関係地域等も異なり、同時・複層的に発生することから、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的实施体制等の整備が行われることとしてもなお調査に著しい支障が生じるため、国が統一的な指揮命令の下で一斉に迅速な調査を行わなければならない。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障が生ずる理由</u></p> <p>本事務を本省だけで行った場合には、毎年度多数発生している食品表示偽装の疑義事案それぞれにおいて、多くの職員が、多数の都道府県へ東京から出張し、現場に駐在して調査する必要が生じるため、緊急かつ迅速な対応ができなくなる。このため、本事務は地方農政局において行う必要がある。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 地方農政局

整理番号（ 3 ）

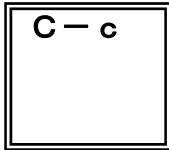
事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	日本農林規格による格付の適正化に係る立入検査等
事務・権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・不適正なJASマーク表示の疑義を解明するための立入検査（JAS法第20条第1項及び第2項）・任意調査 ・JASマークの除去抹消命令（JAS法第19条の2）、登録（外国）認定機関に対する改善命令（JAS法第17条の11（JAS法第19条の10において準用する場合を含む。）・指導等 <p>日本農林規格（以下「JAS規格」という。）は、農林水産大臣が国際基準に基づいて制定する農林物資の品質の規格である。農林水産大臣に登録された機関（登録認定機関（外国の機関を含む））は、製造する物資にJASマーク（JAS規格により格付したという証明）を付すことを希望する製造業者等であればこの国や地域の事業者でも基準に照らして認定し、この認定を受けた事業者のJASマーク製品が全国的に流通する。</p> <p>JAS規格による格付の適正化は、民間等の登録認定機関が認定事業者を指導監督することを原則とする仕組みである。そのため、最終的に適正化を担保する措置として、国内外の登録認定機関の登録先である農林水産大臣が立入検査等を実施することとしており、都道府県の事務になっていない。地方農政局・農政事務所は、本省の指揮命令の下、立入検査・任意調査を行っている。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	1,713 人の内数
事務量（アウトプット）	<p>（以下は20年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疑義を解明するための立入検査等：6,350 件の内数（数値は品質表示基準及びJAS規格に関するものの計） ・JASマークの除去抹消命令等：16 件 ・有農農産物等の名称表示状況調査：6,357 店舗 ・食品表示110番による情報提供受付：26,222 件の内数（数値は品質表示基準及びJAS規格に関するものの計） ・JAS規格制度の普及啓発（事業者向けの制度説明会等）：2,380 件の内数（数値は品質表示基準及びJAS規格に関するものの計）
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）によると、本事務は地方に移管すべき旨が記されている。
その他各方面の意見	民主党の分権革命ビジョンにおいて、「市場の監視・制御（消費者保護、規格）」は中央政府の行うべき業務とされている。
既往の政府方針等	<p>消費者基本計画（平成22年3月30日閣議決定）</p> <p>○具体的施策の施策番号78（担当省庁等：農林水産省） 「食品表示の信頼性を確保するため、 ・地方農政局の職員による小売店舗等に対する巡回調査の充実等により、監督・指導の徹底を図ります。 ・農林水産消費安全技術センターによるDNA分析等の科学的手法を活用した食品表示の監視を行います。」</p> <p>○具体的施策の施策番号79（担当省庁等：消費者庁、警察庁、農林水産省） 「食品表示について、消費生活センター、都道府県警察、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援することにより、関係法令の効果的な執行を図ります。」</p>

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">C - c</div>	<p><u>国と地方の役割分担</u></p> <p>1 この業務は、食の安全・安心の確保の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点で行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 具体的には以下の通りである。 JASマーク製品は全国的に流通するため、JASマーク関係の不適正表示事案（例：有機JASマークなく「有機」等と表示など）には、</p> <p>① 食品の製造・流通実態は、複数の県や地域ブロックをまたぐ広域業者や多数の県の県域業者が関係するなど極めて広域的で複雑であること</p> <p>② 偽装事案の全体像は、商品の製造委託先や販売ルートを遡りながら、関係地域、関係業者等の特定を、証拠が隠滅される時に極めて迅速に遂行することによって初めて解明可能なものであること</p> <p>③ 事案ごとに関係地域等も異なり、同時・複層的に発生すること</p> <p>から、国が統一的な指揮命令の下で一斉に違反事業者に対して調査を行う必要がある。</p> <p>また、民間等の登録認定機関が認定事業者を指導監督することを原則とする仕組みであるため、最終的に適正化を担保する措置として、登録先である農林水産大臣が国内外の登録認定機関に対して調査を実施する必要がある。</p> <p>このため、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的实施体制等の整備が行われることとしてもなお調査に著しい支障が生じるため、本事務は地方移譲できない。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障が生ずる理由</u></p> <p>本事務を本省だけで行った場合には、毎年度多数発生しているJASマーク偽装の疑義事案それぞれにおいて、多くの職員が、多数の都道府県へ東京から出張し、現場に駐在して調査する必要があるため、緊急かつ迅速な対応ができなくなる。このため、本事務は地方農政局において行う必要がある。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方農政局

整理番号（ 4 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るもの（交付金等の交付に関する事務）
事務・権限の概要	消費・安全対策交付金についての、事業計画書の審査、承認、交付事務、事後評価
予算の状況 （単位：百万円）	消費・安全対策交付金 2,686 百万円の内数
関係職員数	238 名の内数
事務量（アウト プット）	事業計画の審査・承認件数 47件（47都道府県） 交付金の交付件数 47件（47都道府県） 事後評価件数 47件（47都道府県） （1）食品の安全性向上措置の推進 20件 （2）農薬の適正使用等の総合的な推進 47件 （3）畜産物の安全性の確保 42件 （4）水産物の安全性の確保 29件
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（H22.7.15） 廃止・民営
その他各方面の 意見	民主党の分権革命ビジョンにおいて、「生存に関わる最低水準の確保（生命に関わる安全水準のうち食品）」は中央政府の行うべき業務とされている。
既往の政府方針 等	
自己仕分け 【仕分け結果】 	<p><u>国と地方の役割分担</u></p> <p>1 この業務は、食の安全・安心の確保の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 国民の健康を保護するため、広域に流通する国産農畜水産物の安全性向上の取組を、全国的かつ一定レベルの水準を保ちながら着実に進める必要があるため、国において事務を行う必要がある。</p> <p>3 例えば農薬の適正使用等の総合的な推進に係る事業については、農薬が全国的に使用されていることから広域性が求められ、かつ一定レベルの取組が行われなければ農薬が適正に使用されず、農産物の安全性が確保できないおそれがある。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>1 わが国の食品の安全性を向上させるためには、国の方針に沿った指導・助言を行いながら、都道府県の取組を一定レベルに保てるように交付を行う必要がある。</p> <p>2 この際、申請書のチェック、計画の承認、自治体が作成する計画の事前相談・審査等の膨大な事務作業があり、仮にこの事務を本省のみで実施すると230名程度の人員を本省に移管する必要が生ずるが、現地指導等の地域と直接関わることや、230名もの人員を本省に移管することは非現実的であることから、これらの事務は地方農政局で実施する必要がある。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名：地方農政局	整理番号（ 5 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るもの （農薬・肥料の取締及び飼料等の適正管理・使用の安全性確保に関する立入検査等）		
事務・権限の概要	<p>農薬・肥料・飼料の品質の適正化とその安全の確保を通じて、農畜産物の生産の安定と国民の健康の保護等に寄与。</p> <p>(1) 農薬等の広域販売者等に対して、農薬の効果の虚偽宣伝や無登録農薬の販売等に関して立入検査（農薬取締法第13条）や巡回点検及び指導</p> <p>(2) BSE対策に係る事務</p> <p>①飼料及び肥料の原料収集先（と畜場等）に対して、安全性を確認する為、使用者と同行調査</p> <p>②と畜場汚泥肥料について、農家への肥料施用の指導</p> <p>(3) 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）に基づく事務（製造業者届出等法に基づく事務手続き、販売業者に対する立入調査等）</p> <p>(4) 肥料登録の更新に係る届出の受理、記載事項等の確認（肥料取締法第12条）</p> <p>(5) 生産資材の使用状況等調査 農薬のモニタリング調査業務（農薬の使用状況調査と残留状況調査）、飼料・水産用医薬品・養殖水産動物用飼料の使用状況等調査</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	—		
関係職員数	238人の内数		
事務量（アウトプット）	<p>(1) 立入検査：（平成19年5件）平成20年2件、巡回点検：約15百件/全国/年</p> <p>(2) ①の飼料：約750件/全国/年、①の肥料120件/全国/年、②28百件/全国/年</p> <p>(3) 受付 約12百件/全国（21年6月～22年3月） 立入調査等 約280件/全国（22年1～3月試行分）</p> <p>(4) 約5千件/全国/年</p> <p>(5) 農薬：使用状況調査約5千戸（うち残留状況調査約15百戸）/全国/年、飼料：約25百件/全国/年、水産安全：約850件/全国/年</p>		
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 地方移管		
その他各方面の意見	民主党の分権革命ビジョンにおいて、「生存に関わる最低水準の確保（生命に関わる安全水準のうち食品）」は中央政府の行うべき業務とされている。		
既往の政府方針等	—		
自己仕分け 【仕分け結果】	<p>国と地方の役割</p> <p>1. この業務は、食の安全・安心の確保の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当する。</p> <p>2. 具体的には、以下（1）～（5）の通りである。</p> <p>(1) 農薬等の取締業務 農薬登録を受けておらず、有効性、安全性が確認されていない無登録農薬事案（例：NEW碧露など）は、</p> <p>① 農薬の流通経路は、複数の県や地域ブロックをまたぐ広域業者や多数の県の県域業者が関係するなど広域的であること</p> <p>② その全体像は、当該農薬の製造者又は販売元を特定し、販売先、関係業者等の確認を進めて初めて販売や使用の実態の解明が可能なものであること</p> <p>③ 無登録農薬は、その使用により農産物や人等への影響が危惧されること等から、速やかに資材の回収、指導を行う必要があること</p> <p>④ 事案ごとに関係地域等も異なり、同時・複層的に発生すること といった特徴があることから、食の安全に係る広域的な被害が発生することを防ぐためには、大臣の統一指示のもとで、国の出先機関が迅速かつ機動的に立入検査</p>		

(1)～(3)
C-c
(4) C-a
(5) C-c

ペットフード安全法は平成21年6月施行。一部経過措置期間中。

備考	<p>査や製品の回収等を行うことが必要。</p> <p>(2) BSE対策に係る調査等 肉骨粉、肥料原料となる畜産残さ、及びと畜場汚泥については</p> <p>① 食肉工場等から広域的に収集されるとともに、都道府県域や地域ブロックを越えて広域に流通・使用されていること</p> <p>② これらにBSEの発生のおそれのある牛せき柱などが混入した場合、その影響を最小限にとどめるためには、食肉工場等や肉骨粉が供給された配合飼料工場などの広域に所在する多数の関連事業者を対象として、迅速かつ一斉に調査を行なって、これらを原料とする飼料、肥料の流通実態の全容を把握する必要があること</p> <p>から、大臣の統一指示の下で、国の各出先機関等が迅速かつ機動的に確認・調査等を行う必要。(例：肉骨粉の疑義事案)。</p> <p>(3) ペットフード安全法に基づく事務 ペットフードの流通は都道府県域を超えた広域にわたり、その半数は輸入品が占めているため、有害なペットフードの流通を防止するためには、全国的規模で迅速に対応する必要。このため、ペットフード安全法で立入検査等は国(農林水産大臣及び環境大臣)の権限とされており、一部は地方農政局長に委任。</p> <p>(4) 肥料登録証・仮登録証の登録更新業務(必要人員6名程度) 肥料登録更新業務は、肥料取締法に基づき国が実施することとされているため、都道府県ではなく、新規登録に準じた原料、製造方法の確認など肥料に関する専門知識を有し立入検査業務を実施している独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)に移管することができるか検討。</p> <p>(5) 生産資材の使用状況等調査 農薬や飼料等は、多くの試験成績に基づき検査を行い、安全性を確認されたものについて、国が全国統一の使用基準等を定めている。本調査は、現場における使用実態等を把握し、使用基準等が妥当であるか確認を行い、それらを基準の見直し等に反映させることを目的としている。このため、基準の策定主体である国が実施することが適当。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u> 上記(1)～(3)及び(5)については、仮に、本事務を本省だけで行った場合には、それぞれの調査の必要が生じるごとに、農場、業者の工場及び流通先へ多くの職員が東京から出張し調査する必要が生じるため、緊急かつ迅速な対応ができなくなる。このため、本事務は地方農政局において行う必要がある。</p>
----	---

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名：地方農政局	整理番号（ 6 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	病虫害の防除並びに家畜及び養殖水産動植物の衛生に関する事務（地方自治体に対する助成）		
事務・権限の概要	<p>消費・安全対策交付金は、国内農畜産業に甚大な被害を及ぼすおそれがある農作物の病虫害や家畜伝染性疾病、養殖水産動植物の伝染性疾病の都道府県域を越えてのまん延を防止するため、病虫害等の発生都道府県に対し検査体制の整備、防疫対策の実施のために助成を行うものである。</p> <p>一方、植物防除事業交付金は、我が国農業生産に重大な損害を与える恐れのある病虫害のまん延防止を図り、我が国全体の農業生産の安全を確保するため、各都道府県に設置された病虫害防除所の運営基礎的経費及び国の発生予察事業の実施のために助成を行うものである。</p> <p>地方農政局は、これら消費・安全対策交付金及び植物防疫事業交付金についての、事業計画書の審査、承認、交付事務及び事後評価を行う。</p> <p>具体的には発生予察事業、病虫害のまん延防止防除、国内植物検疫、家畜の伝染性疾病の監視体制の整備、危機管理体制の整備、畜産物の安全性の向上等の業務・事務がある。</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	消費・安全対策交付金 2,686百万円の内数 植物防疫事業交付金 319百万円の内数		
関係職員数	238人の内数		
事務量（アウト プット）	<p>○植物防疫事業交付金に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画協議、承認に関する事務：47件 ・都道府県照会への対応事務：47件 ・実績報告に関する事務：47件 ・事後評価に関する事務：47件 ・交付決定に関する事務：47件 ・概算支払に関する事務：47件 ・交付確定に関する事務：47件 ・会検対応に関する事務：18件（平成20年度実績） <p>○消費・安全対策交付金に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画協議、承認に関する事務：47件 ・都道府県照会への対応事務：47件 ・実績報告に関する事務：47件 ・事後評価に関する事務：47件 ・交付決定に関する事務：47件 ・概算支払に関する事務：47件 ・交付確定に関する事務：47件 		
地方側の意見	<p>○共通</p> <p>全国知事会提言（H20.2.8）：国 全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（H22.7.15）：廃止・民営</p> <p>○家畜衛生</p> <p>全国都道府県議会議長会（H22.5.28）：口蹄疫の発生に伴い、地方公共団体が行う防疫措置に助成措置を講じるよう要請 全国市長会（H22.5.27）：口蹄疫の発生に伴い、地方自治体を実施した初動防疫対策、まん延防止対策等に要した経費について、十分な財政措置を講じるよう要請</p>		
その他各方面の 意見	民主党の分権革命ビジョンにおいて、「生存に関わる最低水準の確保（生命に関わる安全水準のうち食品）」は中央政府の行うべき業務とされている。		
既往の政府方針 等	○家畜衛生 菅総理は、国会等で、家畜伝染病である口蹄疫問題は、国家的危機と認識しており、政府が総力を挙げて取り組むことを表明。		

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C - c</div>	<p><u>国と地方の役割分担</u></p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 植物の病害虫や家畜の伝染性疾病は、県域を超えて急激にまん延し、農業に被害が生じることから、食料の安定供給を図る上でも国の責務として必要な業務。これらを円滑に行うため、消費・安全対策交付金及び植物防疫事業交付金交付しているところ。交付事務を行うに当たっては、各県ごとの病害虫や伝染性疾病の発生実態、防除の実施状況等から必要性・緊急性を勘案した調整が不可欠であり、園芸農産物等の生産・流通の増進に関する事務とも密接な連携のもとに実施する必要があることから、引き続き、国において事務を行う必要。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>1 植物防疫については、植物防疫事業交付金及び消費・安全対策交付金を交付する事務には、申請書のチェック、計画の承認、自治体が作成する計画の事前相談・審査等の膨大な事務作業や、現地指導等の地域と直接関わる事務等があり、これらを本省のみで実施することは困難であることから、引き続き、地方農政局において実施することが必要。</p> <p>2 家畜衛生の向上の取組については、</p> <p>① 全国的に一定レベルの水準が保たれるよう推進・指導する必要がある一方、</p> <p>② 南北に長い我が国の気候風土など地域によって異なる生産条件の違いを踏まえて、</p> <p>国が都道府県を行う取組に対して支援を行う必要。</p> <p>このため、本事務は各都道府県の取組状況と国の方針（求められる一定の水準）を照らし合わせながら事務を行う必要がある他、申請書のチェック、計画の承認、自治体が作成する計画の事前相談・審査等の膨大な事務作業や、現地指導等の地域と直接関わる事務等があり、これらを本省のみで実施することは困難であることから、引き続き、地方農政局において実施することが必要。</p> <p>また、消費・安全対策交付金は、本年の口蹄疫の発生時には、発生県である宮崎県に重点的に配分し、県が自主的に設置した消毒ポイントにおける人件費に活用されており、引き続き都道府県間で柔軟に予算配分できる地方農政局で交付業務を行う必要。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

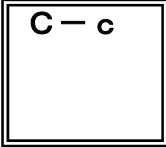
		出先機関名：地方農政局	整理番号（ 7 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	病虫害の防除並びに家畜及び養殖水産動植物の衛生に関する事務（地方自治体による防除対策の調整）		
事務・権限の概要	<p>【目的】 農作物の病虫害や家畜伝染性疾病、養殖水産動植物の伝染性疾病は、都道府県域を越えてまん延し、国内農畜産業に甚大な被害を及ぼすおそれがある。このため、地域の実情を把握しながら、各都道府県間の調整を行い、国が病虫害・疾病の発生している都道府県と協力して病虫害・疾病の検査体制の整備をするなど、そのまん延を防止し、被害が広域的に拡大することを防止する必要がある。</p> <p>【業務内容】</p> <p>○植物防疫 日本には複数の気候帯があり、病虫害は地域特異的な発生を示す。そのため、各ブロックごとに担当官を配置し、地域の生産・経営の実情の情報収集を行い、県域を越えて急激にまん延する病虫害に対し、広域的な対策を推進するなど、本省のみでは対応が困難な役割を担っている。 以上のような役割の下、具体的には、次のような業務を行っている。 ・国の発生予察事業に関する事務（植物防疫法第23条） ・緊急防除・移動規制の対象地域を管轄する各都道府県との連絡調整、防除指導等 ・病虫害発生動向の把握と防除指導</p> <p>○家畜衛生 防疫対策会議の開催、防疫演習の実施等による危機・管理体制の整備、疾病発生時における防疫措置の機動的な実施・調整</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	-		
関係職員数	238 人の内数		
事務量（アウト プット）	<p>○植物防疫</p> <p>【事務関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察事業に関する事務 70 回（各農政局年間 10 回） ・特殊報発表に関する事務 93 回（随時） ・病虫害等の警報・注意報に関する事務 112 回（随時） <p>【会議関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県担当者会議 7 回（4～7 月：全局） ・植物防疫ブロック会議 6 回（11 月：東海・近畿は合同） ・病虫害防除所長会議 4 回（随時：東北、近畿、九州 2 回） ・病虫害防除所職員等研修会 6 回（随時：東北、東海、近畿、中国四国、九州 2 回） ・農林水産航空事業地区別安全対策会議 6 回（4 月：東海・近畿は合同） ・難防除病虫害対策会議 3 回（随時：北陸、中国四国、九州） ・IPM 現地検討会 1 回（随時：中国四国） ・特殊病虫害防除事業検討会 1 回（2 月：九州） ・緊急防除等に関する対策検討会・説明会等の開催 10 回（随時） <p>【現地調査関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難防除病虫害対策現地調査 7 回（随時：全局） <p>○家畜衛生</p> <p>高病原性鳥インフルエンザ防疫対策会議の実施（年 1 回） 平時における防疫演習の実施（年 38 回） 平成 17 年 茨城県、埼玉県での鳥インフルエンザに係る人的支援 のべ 645 名 平成 19 年 宮崎県での鳥インフルエンザ発生に係る人的支援 のべ 66 名 平成 21 年 愛知県での鳥インフルエンザ発生に係る人的支援 のべ 301 名 平成 22 年 宮崎県での口蹄疫の発生に係る人的支援 のべ 8,720 名</p>		

<p>地方側の意見</p>	<p>○共通 全国知事会提言（H20. 2. 8）：国 全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（H22. 7. 15）：廃止・民営</p> <p>○植物防疫 病害虫防除の推進にあつては、都道府県の横断的な情報共有が必要であり、農政局が中心となり情報収集・提供のネットワーク構築に貢献しているところであり、引き続き強力な牽引による地域の問題解決に当たってほしい。（都道府県担当者会議）</p> <p>地方における課題解決には、国の施策との連携が必要となるが、地方農政局は中央組織よりも地域の気候、地域特異的な病害虫の発生及び地域の生産・経営の実情等に詳しく、迅速・機動的に活動してくれるので、地方としては満足している。</p> <p>○家畜衛生 全国市長会（H22. 5. 27）：家畜伝染病等の発生に対処するための危機管理体制を早急に再構築するよう要請</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p>○共通 民主党の分権革命ビジョンにおいて、「生存に関わる最低水準の確保（生命に関わる安全水準のうち食品）」は中央政府の行うべき業務とされている。</p> <p>○家畜衛生 国による防疫対策の強化の要望が求められている。（全国農業委員会会長大会、日本養豚経営者連絡協議会等）</p>
<p>既往の政府方針等</p>	<p>○家畜衛生 菅総理は、国会等で家畜伝染病である口蹄疫問題は、国家的危機と認識しており、政府が総力を挙げて取り組むことを表明。</p>
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>C-c</p> </div>	<p><u>国と地方の役割分担</u></p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 宮崎県における大規模な口蹄疫発生のような緊急時において、植物の病害虫・家畜の伝染性疾病を迅速かつ確実に封じ込めを行うことは、食料の安定供給を図る上で極めて重要。このため、国の責務として、県域を超えて急激にまん延するおそれがある病害虫・伝染性疾病に対しては、複数の都道府県と連携を図りつつ、情報収集や情報交換などを行い、地域の営農条件、気象条件などを踏まえた広域的な防除対策を構築・指導する必要。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>1 植物の病害虫や家畜の伝染性疾病の大規模な発生に緊急に対応し、現地と国や他県との調整を迅速かつ的確に行うためには、日頃から各都道府県の調整を行い、現場に精通した職員を確保しておくことが必要。</p> <p>2 植物防疫については、急激にまん延するおそれがある病害虫は地域により異なっており（いもち病（東北・北陸）、ミカントゲコナジラミ（東海・近畿）など）、病害虫の特性に応じて、営農条件、気象条件等も踏まえた対策を講じていく必要がある。また、近年の異常気象、物流の国際化・高度化等により、プラムポックスウイルスなどの我が国未発生の病害虫の発生にも対応が求められている。</p> <p>このような複数県にまたがる病害虫の防除を効率的・効果的に実施するためには、地域の病害虫発生の実態を的確かつ迅速に把握できる地方農政局が不可欠である。</p> <p>仮に地方農政局を廃止した場合、本省に各地域を担当する人員を配置し、本省から各地域へ頻繁に出張すること等が必要となる。また、地域の生産現場での病害虫発生状況等の詳細な状況把握が困難となり、都道府県担当者との連絡・調整も困難となり、迅速かつ的確な封じ込めが行えない可能性がある。さらに、病害虫の発生実態によっては、本省から発生地域に中長期的に滞在する必要があるため、本省に配置することは非効率である。</p> <p>このため、引き続き、各地方農政局において事務を行うことが必要。</p>

	<p>3 家畜衛生については、県域を越えて急激にまん延する恐れがある家畜の伝染性疾病に対しては、複数の都道府県と連携を取りつつ、情報収集や情報交換などを行い、地域の実情を踏まえた広域的な防除対策を構築・指導する必要。このため、引き続き、各地方農政局において事務を行う必要。</p> <p>なお、本年の口蹄疫の発生時には、発生県である宮崎県に全国の農政局から延べ8,720名を派遣し、防疫措置について国や他県との調整を迅速かつ的確に行うとともに、現場における各作業の実行を支援したところであり、引き続き、現場に知悉し、円滑に近隣各県と調整を行うことができる地方農政局が本事務を行う必要。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
出先機関名：地方農政局	整理番号（ 8 ）
事務・権限名	<p>○食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた情報提供及び消費者との意見交換や消費者相談</p> <p>○食育の推進に関する事務（地方自治体に対する助成）</p> <p>○同上（民間に対する広報啓発）</p>
事務・権限の概要	<p>① 食品の安全性を確保するための施策に関する情報の提供（説明会）や関係者相互間の情報・意見の交換（意見交換会）等を実施（この結果を踏まえて、食品の安全性向上のための施策を策定）</p> <p>② 地方農政局及び地方農政事務所に設置された消費者の部屋等（移動消費者の部屋を含む）における展示等を通じ、農林水産行政や食生活に関する情報提供を実施</p> <p>③ 消費者相談窓口として、電話対応や訪問者に対する消費者相談を実施し、必要に応じ、意見を施策へ反映</p> <p>④ 食品安全に係る緊急事案について店舗への巡回点検</p> <p>⑤ 消費・安全対策交付金についての、事業計画書の審査、承認、交付事務、事後評価</p> <p>⑥ 地域の食育活動のコーディネーター役として関係者の連携を促進するため、以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県や市町村に対し、食育推進のための働きかけ、実態調査、地域協議会への参加のほか地域の優良事例を情報収集。 ・栄養バランスや食品の安全性、食料自給率の向上に関し、ホームページ、講演等を通じて情報提供。 <p>（食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号））</p> <p>第 13 条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。</p> <p>第 14 条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置が講じられなければならない。</p> <p>（農林水産省組織令）</p> <p>第 45 条 消費・安全政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>六 食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものの総括に関すること。</p> <p>第 52 条 消費者情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 消費・安全局の所掌事務に関する消費者その他の関係者との情報及び意見の交換に関すること。</p> <p>二 健全な食生活その他の食料の消費に関する知識の普及に関すること。</p> <p>（食育基本法（平成 17 年法律第 63 号））</p> <p>第 9 条 国は、第 2 条から前条までに定める食育に関する基本理念にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	消費・安全対策交付金 2,686 百万円の内数
関係職員数	168 名の内数
事務量（アウトプット）	<p>① 地方農政局、農政事務所における食品の安全確保のための施策等に関する意見交換会等の開催 1,269 回（平成 21 年度）</p> <p>② 食品の安全確保のための施策等に関する民間の講演会等へのパネリスト・講師の派遣 2,326 回（平成 21 年度）</p> <p>③ 消費者の部屋等における展示 228 テーマ、移動消費者の部屋 655 回</p>

	<p>④ 地方農政局、農政事務所における消費者相談対応（平成 21 年度） 4,486 件</p> <p>⑤ 食品安全に係る緊急事案について店舗への巡回点検（中国産冷凍食品による薬物中毒事案）のべ 10,426 人、57,030 店舗</p> <p>⑥ 消費・安全対策交付金に係る事業計画の審査・承認、交付金の交付及び事後評価 28 件（都道府県）</p>
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日）によると、本事務は地方に移管すべき旨が記されている。
その他各方面の意見	民主党の分権革命ビジョンにおいて、「生存に関わる最低水準の確保（生命に関わる安全水準のうち食品）」は中央政府の行うべき業務とされている。
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 	<p><u>国と地方の役割分担</u></p> <p>1 この業務は、食の安全・安心の確保の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第 1 条の 2 第 2 項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 食品の安全性を確保するための施策の策定にあたっては、国民の意見を反映し公正性・透明性を確保するための関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）を幅広く行う必要がある（食品安全基本法第 13 条）。食品安全に関する施策は、自治体毎に対応が異なると国民の健康に著しい支障を生ずるおそれがあることから、科学的根拠と国際ルールに則って国が自ら策定しており、関係者相互間の情報及び意見の交換も国が一体的に行う必要がある。</p> <p>3 消費者相談は、農林水産行政全般に対する質問や意見を受け付け、必要に応じ農林水産省の施策に反映していくもの。とりわけ、農林水産省所管の法令等の解釈や、法令に照らした判断を要する問い合わせについては、国の責任において対応する必要がある。</p> <p>4 食品安全に係る緊急事案における店舗への巡回点検は、食品により広域的な被害の発生が懸念される緊急事態が発生した場合に、食品の流通・販売業者を迅速に巡回点検し、商品回収の対象となっていること等の情報提供を行うものである。このように、本事務は、国民の健康保護を目的として全国規模で実施するものであることから、国の責任において対応する必要がある。</p> <p>5 食育の推進は食料自給率の向上等、国が全国的に進めている他の施策と一体的に推進される場合もあるため、国として実施する必要。また、食育の一環として食品安全に関する施策や情報の周知も行う場合もあり、食品安全に関する施策を策定する国が一体的に行うことが適当。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生じる理由</u></p> <p>1 効果的な意見交換会や消費者相談を行うためには、地域の実情や実態を把握している地方農政局職員が行う必要がある。仮に全国各地で多数開催する意見交換会や懇談会等の対応を本省だけで行うとすれば、各地で開催する意見交換会等に東京から職員を派遣することとなり、迅速かつ丁寧な対応ができなくなる上に多額の旅費が必要になる。</p> <p>2 食品安全に係る緊急事案における店舗への巡回点検は、緊急事案が発生した場合、県域を問わず全国的規模で迅速かつ統一的に対応しなければならない。このため、これまで、地方農政局・地方農政事務所の当該事務の担当だけでなく、他部署からの動員も含めて対応してきたところ（中国産冷凍食品による薬物中毒事案では、のべ 10,426 人を動員）。このように、本事業の実施には非常に多くの人員が必要であることから、本省のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずることとなる。</p> <p>3 消費・安全対策交付金の交付にあたっては、食育推進基本計画を始めとする国の方針に沿った指導・助言の他、申請書のチェック、計画の承認、事後評価等の膨大な事務作業等があり、これらを本省のみで実施することは困難である。</p>

	<p>4 食育を推進していくためには、食育活動を行う者に対し、積極的に情報収集、情報提供の場を設置して、関係者間の連携を促進し、地域の食育活動をコーディネートしていく必要がある。そのためには、地域の実情や実態を把握した地方農政局の役割が重要。仮に、地方農政局を廃止した場合、必要な調整を本省で行う必要があるが、地域の詳細な実情や実態の把握が困難となり、効果的なコーディネートが困難となる。</p> <p>5 以上のことから、本事務は、国に残すとともに、引き続き、地方農政局が実施する必要がある。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名：地方農政局	整理番号（ 9 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	食育の推進に関する事務（民間に対する助成）		
事務・権限の概要	<p>民間での食育を推進する補助金の交付事務について、事業実施計画書の審査、承認、交付事務、事業実績の報告の受理、事業実施状況の公表等</p> <p>（食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）） 第 9 条 国は、第 2 条から前条までに定める食育に関する基本理念にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。 （農林水産省組織令） 第 5 2 条 消費者情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。 二 健全な食生活その他の食料の消費に関する知識の普及に関すること。</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	268 百万円		
関係職員数	—		
事務量（アウト プット）	22 年度はなし		
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日）によると、本事務は地方に移管すべき旨が記されている。		
その他各方面の 意見			
既往の政府方針 等			
自己仕分け 【仕分け結果】	<p>食育の推進は、食料自給率の向上等、全国的に進められている他の施策とも一体的に推進しており、22 年度からは、事業の見直しを行い、支援対象を民間団体が行う広域的・先進的な取組に限定したことに伴い、本省が直接交付事務を行っている。</p>		
	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">C - b</div>		
備考			

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名：地方農政局	整理番号（ 10 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	牛の個体識別のための情報管理及び伝達に関する立入検査等		
事務・権限の概要	牛トレーサビリティに基づく生産者等に対する立入検査等 ① 牛の管理者等に対し、出生、転出・転入、死亡等の適正な届出、耳標の適正な装着等を確認 ② 食肉販売業者等に対し、個体識別番号の適正な表示、帳簿の保管義務等を確認		
予算の状況 （単位：百万円）	—		
関係職員数	839 人の内数		
事務量（アウト プット）	1 立入検査等件数（平成20年度実績） ・生産段階：対象農家戸数約 100,000 戸のうち、約 57,000 戸 ・流通段階：食肉販売業者等約 60,000 業者のうち、約 32,000 業者 2 法令違反对応（平成20年度実績） ・公表事案数 7 件（全国ベース、年） ・文書指導件数 約 180 件（全国ベース、年） ・DNA 検査用サブスクリプション購入数 約 18,000 件（全国ベース、年） （うち、DNA 不一致数 約 1,400 件（全国ベース、年））		
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）によると、本事務は地方に移管すべき旨が記されている。		
その他各方面の 意見	民主党の分権革命ビジョンにおいて、「生存に関わる最低水準の確保（生命に関わる安全水準のうち食品）」は中央政府の行うべき業務とされている。		
既往の政府方針 等	—		
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C - c</div>	国と地方の役割分担 1 この業務は、食の安全・安心の確保の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。 2 牛や牛肉は多数の都道府県域や地域ブロックを越えて流通するのが一般的である。また、BSEが発生した場合、同じ飼料を与えていたためBSEに感染している可能性のある牛について、BSEのまん延を防ぐ観点から、移動先における調査等を迅速に行う必要がある。 牛肉において、個体識別番号等の偽装があった場合、その事案の解明には、消費地の都道府県のみならず、食肉販売業者等や、と畜場のある都道府県にも遡及して調査を行う必要がある。また、牛肉は加工・消費期間が短いため、違反の証拠を得るためには迅速性が求められる。 3 こうしたBSEに感染している可能性のある牛の全国的な把握や、違反事案への迅速かつ効果的な対応を行うためには、統一的な指揮命令の下で効率的な調査を行う国による広域的な体制が必要である。（例：牛肉の不適正表示） <u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u> 仮に本事務を本省だけで行った場合、違反事例等が生じた際に、広域におけるそれぞれの流通先に多くの職員が東京から出張し調査する必要が生じるため、緊急かつ迅速な対応ができなくなる。このため本事務は地方農政局において行う必要がある。		
備考			

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名：地方農政局	整理番号（ 11 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	農地の土壌の汚染の防止及び除去に関する事務（国庫補助事業関連）について		
事務・権限の概要	<p>農地の土壌の汚染の防止及び除去に関する国庫補助事業関連の業務を地方農政局では実施しておらず、すべて本省で実施している。</p> <p>なお、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づき指定された農用地土壌汚染防止対策地域において国庫補助を受け実施される客土事業等は、土地改良法に基づいて実施している。</p> <p>根拠法令：農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第 15 条（国及び都道府県の援助）</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	—		
関係職員数	—		
事務量（アウト プット）	—		
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（H22. 7. 15）：廃止・民営		
その他各方面の 意見			
既往の政府方針 等			
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px auto;">—</div>	<p>農地の土壌の汚染の防止及び除去に関する国庫補助事業関連の事務については、地方農政局では行っていない。</p>		
備考			

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方農政局等 整理番号（ 1 2 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務
事務・権限の概要	<p>【目的】 農産物検査の適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化に寄与</p> <p>【根拠法令】 農産物検査法</p> <p>【出先機関が実施する業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農産物検査の実施の規格設定・技術指導の業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物検査規格の設定 ・ 検査規格の形質を現物で示すためのサンプル（標準品）の作製及び配布 ・ 登録検査機関に対する検査技術の程度統一等の指導業務 ○ 農産物の登録検査機関に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録検査機関の登録・更新 ・ 登録検査機関に対する適合命令、改善命令等 ○ 農産物検査の適正な実施を確保するための監視業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物の生産者、業者等に対する巡回点検及び立入検査
予算の状況 （単位：百万円）	-
関係職員数	258 人の内数
事務量（アウト プット）	登録検査機関の登録・更新、登録検査機関に対する技術指導・監査 ⇒登録検査機関：約 1,400 機関 検査標準品（サンプル）の作製・配布 ⇒約 15,000 点（米・麦・大豆等の種類ごとに等級別に作製） 巡回点検⇒約 13,000 箇所
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日） 地方に移管
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	
自己仕分け 【仕分け結果】	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第 1 条の 2 第 2 項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当する。 一方、事務所が一都道府県域内のみにある登録検査機関の登録や、都道府県域内の関係業者等に対する立入検査等の業務については、都道府県に移譲を検討することが可能と考えられる。</p> <p>2 具体的には、</p> <p>(1) 登録検査機関に対する登録・指導等の業務 農産物検査に関する業務のうち、事務所が一都道府県域内のみにある登録検査機関に対する登録・指導等の業務は、一都道府県内において概ね完結するものであり、都道府県への移譲を検討。 一方、仮に、事務所が複数の都道府県に存在する広域の登録検査機関に対す</p>

A - a

	<p>る登録・指導等の業務を都道府県に移譲することとした場合には、</p> <p>① 主たる事務所を管轄する都道府県は、登録・指導等の業務を行うに当たって、従たる事務所を管轄する複数の都道府県との間で恒常的な調整が必要となり、迅速な対応が困難となる</p> <p>② 主たる事務所と従たる事務所の区域を管轄する都道府県の指導の内容が異なった場合、当該登録検査機関に無用の混乱を来たすことが想定されるため、複数の都道府県域に事務所を有する登録検査機関に対する登録・指導等の業務は、国が実施することが適当。</p> <p>(2) 都道府県域内の関係業者等に対する立入検査等 農産物検査の適正な実施を確保するため、農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対して立入検査等を行う必要があり、都道府県域内の関係業者等に対するこれらの業務については、都道府県に移譲することを検討。 ただし、全国広範囲に流通する農産物の実態から、都道府県域を越えて販売・在庫を確認し、必要に応じて流通指導や検査証明の抹消等を行うなど、問題となる不正事案に迅速・柔軟に対応する必要があることから、国がこれらの者への権限を行使することを妨げないこととすることが適当。</p> <p>(3) 検査規格の設定等 米麦等が農産物の国民の主食としての地位を占めており、流通が全国に広がることをかんがみると、全国统一規格である農産物検査規格の設定、公平かつ適正な農産物検査を行うに当たって不可欠な米の等級判定に用いる現物（産地・品種ごと）のサンプル（検査標準品）の作製等、農産物検査の実施の基礎となる業務については、国が責任を持って実施する必要。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>1 国が実施すべき業務を地方農政局で行う理由 登録検査機関における検査行為・現物の確認や関係帳簿の確認等は、現場に赴いて事実関係を迅速に調べる必要があることから、これをすべて本省で行うこととなると非効率であり、地方農政局に必要最低限の職員を配置する必要。 また、検査規格等の基準の設定についても、実際に現地に赴き、産地・品種ごとのサンプルの入手、選別・調整等を行う必要があり、これを本省が行うこととすると非効率。</p> <p>2 業務の移管に当たっての留意点 都道府県においては、農産物検査業務に係る関係法規や米麦等農産物検査の専門知識を要する者がいないため、人材の育成・確保方を要検討。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 地方農政局等	整理番号（ 13 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する事務（生産調整方針の認定、出荷・販売業者等の立入検査等） ・ 同上（米穀の買入れ、売渡し等） ・ 食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定の経理に関する事務 		
事務・権限の概要	<p>【目的】 主要食糧の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための措置等を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資する。</p> <p>【根拠法令】 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律</p> <p>【出先機関が実施する業務内容】 ○ 生産調整の推進（生産調整方針の認定等）に関する業務 ○ 新規需要米の主食用への横流れ防止等のための出荷販売事業者に対する立入検査業務（適正流通に関し、都道府県は、域内の事業者に対する立入検査を実施することができ、国は、緊急時等に備えて付与されている並行権限を行使） ○ 米麦の買入れ、売渡し（備蓄運営等）業務 ○ 米麦の買入れ、売渡し（備蓄運営等）業務に係る経理に関する事務</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	-		
関係職員数	1,124 人の内数		
事務量（アウトプット）	生産調整方針認定等⇒方針作成者数：約 1,800 人 各協議会との連絡調整⇒都道府県協議会数：47 協議会 地域協議会数：約 1,580 協議会 立入検査⇒届出出荷販売事業者数：約 83,000 事業者 買入れ・売渡し⇒国産米在庫数量約 100 万トン、MA 米輸入数量約 77 万トン		
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日） 地方に移管（米麦の買入・売渡しは国で実施） 【地方移管する事務】 ・ 生産調整方針の認定（生産調整方針の認定等の事務は地方に移管する事務に仕分けしているが、制度設計や都道府県別の生産数量目標の割当ては国で実施）、出荷業者等の立入検査等 【国に残す事務】 ・ 主要食糧の需給・価格安定に関する米穀の買入れ・売渡し等 ・ 食料安定供給特別会計に関する事務		
その他各方面の意見	民主党分権調査会「霞ヶ関の解体・再編と地域主権の確立」（2009 年 4 月 22 日） I 基本理念 1. 基礎的自治体重視の新しい「国のかたち」 中央政府の役割を、外交、防衛、危機管理、治安に加え、 <u>食料、エネルギーを含む総合的な安全保障、教育・社会保障の最終責任、通過、市場経済ルールの確立、国家的大規模プロジェクトなどに限定する。</u>		
既往の政府方針等	食料・農業・農村基本計画（抄） 第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 1. 食料の安定供給の確保に関する施策 (4) <u>総合的な食料安全保障の確立</u> （略）不測時のみならず、平素から食料の供給面、需要面、食料の物理的な入手可能性を考慮するアクセス面等を総合的に考慮し、関係府省との連携も検討しつつ、総合的な食料安全保障を確立していくことが必要である。		

	<p>① (略)</p> <p>② (略) また、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」において、米・麦の供給が不足する事態に備えるための措置として米・麦の備蓄が位置付けられていることを十分に踏まえ、消費者への安定的な供給を確保することを旨として、備蓄のあり方を検討するとともに、その適切かつ効率的な運営を行う。</p>
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C - c</div>	<p><u>国と地方の役割分担</u></p> <p>1. この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2. 具体的には、</p> <p>① 米の需給調整に関する業務は、全国的な需給に関する情報等を踏まえて行う必要があり、これまで、国の出先機関と地域の関係者（協議会）が連携して取り組んできたところであるが、戸別所得補償制度の導入に伴い、今後は、同制度と一体的に実施。</p> <p>② 米麦の買入れ、売渡し（備蓄の運営等）業務は、平成5年の未曾有の大不作により国内産米による安定供給を確保することができなくなり、大量の外国産米を緊急輸入することを余儀なくされたことへの反省を踏まえて、食糧法において制度的に位置付けられたものであり、都道府県の枠を超えて発生し得る不測の事態に備えた備蓄は、国が責任をもって対応する必要。 なお、米穀の備蓄のための売買・管理業務を国が行う際、これに伴う経理事務についても、国が自ら行うことが必要。</p> <p style="font-size: 2em;">{</p> <p>国際約束に基づく米麦の輸入については、国内の米麦の需給見通しを踏まえたものとするため、国が輸入・販売を行う「国家貿易」等の方式を採っており、これを都道府県に移譲することはできない。</p> <p style="font-size: 2em;">}</p> <p>③ 一方、米穀の適正流通に関しては、県内の事業者に対する立入検査について、既に都道府県知事が行うことができることとされているところ。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>1 米麦の輸入港や保管倉庫は全国に存在しているため、米の販売等業務の包括的な民間委託化等により極力スリム化を図りつつ、食の安全の確保等の観点から行う指導等を迅速かつ効率的に実施する観点から、必要最低限の職員を地方農政局に配置する必要。</p> <p>2 備蓄の機動的な運営に当たっては、迅速・適確に対応するため、国が自ら立入検査を実施できることが不可欠であり、備蓄運営に従事する職員が必要に応じて対応。（本事務は、緊急かつ迅速な対応が求められるものであり、本省が実施することとした場合には、その目的達成に著しい支障を生ずる。）</p> <p>3 米穀の適正流通に関しては、米の流通の広域性からして、大臣の統一指示の下で、各ブロック組織が機動的に動く体制が不可欠。仮に本事務を本省だけで行った場合には、本省の職員が、業務の遂行のため、逐一都道府県へ出向いて対応する必要が生じるため、緊急かつ迅速な対応ができなくなる。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方農政局等 整理番号（ 14 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	主要食糧の消費の増進、改善及び調整に関する事務
事務・権限の概要	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米の消費拡大 <p>朝ごはんの摂取促進や米飯学校給食の推進等を通じた米の消費拡大を図り、もって食料自給率の向上を目指す。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食料・農業・農村基本法（第16条） 食育基本法（第2条～第8条） 食料・農業・農村基本計画 <p>【出先機関が実施する業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の産地や銘柄にかかわらず、また、全国で万遍なく実施する米の消費拡大の一環としての米飯学校給食の回数増加に向けた地方自治体等への要請 ○ 米飯学校給食に係る状況調査
予算の状況 （単位：百万円）	-
関係職員数	46人
事務量（アウトプット）	<p>米飯給食に係る地方自治体への要請 ⇒都道府県（47）、市町村（約1,800）が対象</p> <p>米飯給食に係る状況調査 ⇒都道府県（47）、都道府県学校給食会（47）が対象</p>
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 地方に移管
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	<p>食料・農業・農村基本計画（抄）</p> <p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1. 食料の安定供給の確保に関する施策</p> <p>(2) 国産農産物を軸とした食と農の結び付きの強化</p> <p>① 国民との結び付きの強化</p> <p>国産農産物の潜在的な需要の掘り起こしや栄養バランスの改善を通じて、農業と国民の結び付きを強化する。特に、朝ごはんの摂取促進や米飯学校給食の推進等を通じた米の消費拡大を図るとともに、パン食やめん食を前提とした国産小麦・米粉の利用拡大、輸入原料・飼料の利用割合が高い大豆加工食品や畜産物への国産大豆・飼料の利用増加、健康面からの野菜や果実の摂取増加等について、食品産業事業者、農業関係団体等の主体的な取組を促す。</p> <p>(以下略)</p>

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C - c</div>	<p><u>国と地方の役割分担</u></p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 具体的には、米の消費拡大については、都道府県における取組が自県産米に関するものに限定される、都道府県ごとの事情により取組に濃淡があるなど、全国的な広がりをもった取組がなされにくいのが現状。</p> <p>加えて、例えば、米粉用米などの新規需要米について、生産県と需要県が異なる場合、全国的規模での生産と消費の結び付け（マッチング）を積極的に推進しないと、消費拡大が進まないといったネックがあることから、国産米全体の消費拡大を図る上では、全国的・広域的な観点から国が実施することが必要。</p> <p>また、本業務については事務量が僅少であるため、現在は、他の米関係業務と兼務しているところであり、これを一律に各都道府県ごとに実施させようとするれば、却って非効率。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>国産米全体の消費拡大の推進に当たっては、全国各地の現場の実態を的確に把握するため、地方の教育委員会等と直接意見交換を行うことが必要であることから、本省に業務をすべて引き上げることは却って非効率的。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方農政局

整理番号（ 15 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）

<p>事務・権限名</p>	<p>○園芸農産物、穀類、工芸農産物、畜産物、飲食料品、飼料、油脂等の生産、流通及び消費の増進等に関する事務（民間に対する調整） ○同上（地方自治体に対する助成） ○同上（地方自治体による生産・流通対策等に係る調整）</p>
<p>事務・権限の概要</p>	<p>○ 需要に対応した生産の拡大、自給率の向上、地球温暖化への対応、国際的な飼料や資材価格の上昇等の全国的な課題に対応するため、国の直接採択事業等により新技術の導入・確立、県域を超えた広域的な供給体制の整備等を行う先進的な取組を支援し、取組成果の地域への普及等を行う業務 （産地収益力向上支援事業、国産原材料サプライチェーン構築事業、青果物広域流通システム構築事業、自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業、畑作等緊急構造改革支援事業、生産環境総合対策事業 等）</p> <p>○ 農畜産物の安定供給を実現するため、需要に応じた各地域の生産量の調整、高騰・下落時の緊急的な需給調整、品目別の経営安定対策による生産者に対する支援のための周知・指導、農畜産物等の円滑な処理・加工・流通体制の確保のための調整等に関する事務 （野菜価格安定・需給安定対策、肉用牛肥育経営安定特別対策（新マルキン）、養豚経営安定対策、乳業再編整備等対策事業、食肉等流通合理化総合対策事業、鶏卵価格安定対策 等）</p> <p>○ 戸別所得補償モデル対策により水田を活用して米以外の麦、大豆、新規需要米等の生産拡大を推進し自給率の向上と米の需給調整を進めるため、米の生産調整業務と連携した現場の実状に即した対策の普及推進、市町村、協議会等の地域の推進組織との連絡・指導、地域性を配慮した支援を行うための地域の取組把握、地域の加工業者や畜産農家の大豆や飼料用米等の需要情報の提供等の業務 （関連の事業：戸別所得補償モデル対策（H22）等）</p> <p>○ その他、災害や鳥獣害など県域を越えて発生する課題に対応して、広域的な対策の推進、調整、指導等の業務を実施 （鳥獣害対策業務 等）</p>
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産地収益力向上支援事業 1,629 ・農畜産業機械等リース支援事業（産地収益力向上型） 2,742の内数 ・多収性稲種子の安定供給支援事業 58 ・農業改良普及支援事業 262 ・国産原材料サプライチェーン構築事業 2,879 ・青果物広域流通システム構築事業 461 ・自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業 2,718 ・国内産糖・いもでん粉産地緊急構造改革支援事業 300 ・畑作等緊急構造改革支援事業 1,744 ・生産環境総合対策事業 1,449 ・農畜産業機械等リース支援事業のうち畜産新規就農支援型 682 ・エコフィード緊急増産対策事業のうちマッチング・システム耕畜事業及び地域未活用資源飼料化確立支援事業 330 ・耕畜連携粗飼料増産対策事業 2,399 ・草地畜産基盤整備事業 5,434 ・土地改良調査計画事業（畜産） 162 （以上、直接採択事業）

	<ul style="list-style-type: none"> ・強い農業づくり交付金 16,569 ・鳥獣被害防止総合対策交付金 2,278 ・農山漁村地域整備交付金（畜産） 150,000 の内数 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛肥育経営安定特別対策 84,636 ・養豚経営安定対策 9,889 ・乳業再編整備等対策事業 1,833 ・食肉等流通合理化総合対策事業 2,770 ・鶏卵価格安定対策 1,354 </div>
関係職員数	334名
事務量（アウトプット）	<p>○直接採択事業 産地収益力向上支援事業の業務量を調査し、それを基準に局内の業務量を算出するとともに、業務量調査の結果を反映させると、3,584人日/年。</p> <p>○強い農業づくり交付金 他 業務量調査の結果、686人日/年。</p> <p>○野菜価格安定・需給安定対策、肉用牛肥育経営安定特別対策事業及び養豚経営安定対策事業 業務量調査の結果、789人日/年。</p> <p>○水田農業対策（戸別所得補償モデル対策の推進） 業務量調査の結果、3,019人日/年。</p> <p>○災害対策関係業務、鳥獣害対策業務 他 業務量調査の結果、2,588人日/年。</p>
地方側の意見	本省が直接地方自治体とやり取りすれば執行できる。
その他各方面の意見	個別の指摘事項はなし
既往の政府方針等	個別の指摘事項はなし
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px auto;">C-c</div>	<p>国と地方の役割分担</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）や農業の再生の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。 2. 具体的には、需要に見合った生産調整、食料供給力の強化や品目別の経営安定対策に関するもの、新技術の導入・確立の促進等を通じた先進的な経営体や産地の育成に関するもの、県域を越えて広域に流通する農畜産物、飼料及び生産資材に関するものなどであり、いずれも全国的な規模や視点で行っているものである。 <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務量について、 <ul style="list-style-type: none"> ・直接採択事業については、1局あたり3,584人日/年の業務を行っている。 ・強い農業づくり交付金等については、686人日/年の業務を行っている。 ・野菜価格安定・需給安定対策及び肉用牛肥育経営安定特別対策事業及び養豚経営安定対策事業については、789人日/年の業務を行っている。 ・水田農業対策（戸別所得補償モデル対策の推進）については、3,019人日/年の業務を行っている。 ・災害対策関係、鳥獣害対策等の業務については、2,588人日/年の業務を行っている。

	<p>上記の1局あたりの業務を合算すると、10,666人日/年となり、1人あたりの年間業務日数を220日とすると、10,666人日/220日=48.5人が必要な計算になる。</p> <p>したがって、7農政局分の必要人員は、48.5人×7≒340人となり、地方農政局を廃止した場合、本省の人員を数倍に増員しなければ執行不能になる。</p> <p>2. また、農畜産物の需給調整は、県域を超えて生産・流通される農畜産物を消費者に安定供給し、生産者の安定経営を可能にするため必要な業務。各地域の需要や生産の実態を踏まえて生産量を調整するほか、天候等の影響で過剰生産に陥った際にタイムリーに緊急需給調整等を行うためには、生産現場の的確な状況把握が必要不可欠であり、地方農政局の役割が重要。仮に地方農政局を廃止した場合、本省に各地域を担当する人員を配置し、本省から各地域へ頻繁に出張すること等が必要となる。</p> <p>3. 農畜産物等の円滑な処理・加工・流通体制の確保のための調整についても、通常、県域を越えて行われる農畜産物等の処理・加工・流通が円滑に進むための体制を確保するために必要な業務。こうした県域を越えた各ブロック単位における農畜産物等の処理・加工・流通関係者間との調整を行うためには、地域の実情や実態を的確かつ迅速に把握できる地方農政局の役割が重要。仮に、地方農政局を廃止した場合、必要な調整を本省で行う必要があるが、地域の詳細な実情や処理・加工・流通実態の把握が困難となり、求められる調整能力が発揮できないおそれ。</p> <p>4. 各品目別の経営安定対策の円滑な推進のための周知・指導は、国として経営安定対策を実施していく上で、必要な業務。特に、事業の要件確認事務等の事業推進体制や事業に対する意見・問い合わせ対応、地域指導機関等への指導業務や関係情報の収集等について、本省において一元的に実施することは困難。</p> <p>このため、地方農政局が各ブロック単位でこれら業務を積極的に実施し、円滑かつ適正な執行体制を整備する必要。</p> <p>5. 直接採択事業、農畜産物の需給調整、各品目別の経営安定対策等に関する業務は、都道府県、市町村、農業関係団体等、地域で実際に事業に携わっている者との連絡調整、現地調査等が必要不可欠であり、そうした業務は本省で行うより、地域との面談等が可能で各地域の自然条件や社会条件、農業の実状等を細かく把握している地方農政局で行った方が遙かに機動的かつ効果的な事業実施を可能にする。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

	出先機関名：地方農政局	整理番号（ 16 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）		
事務・権限名	商品取引所の立入検査等	
事務・権限の概要	<p>（目的）</p> <ol style="list-style-type: none"> 商品先物市場は一つの市場で国全体又は非常に広域な地域をカバーし、海外からも取引に参加する者が存在。 国境を越えた資金移動が行われ、各国規制当局の国際協調が求められる中、市場システムの安定的な運用、信頼性の向上には、全国的・国際的なルールを踏まえ適正に立入検査を行う必要があり、金融機関に対する監督と同様、端緒情報の把握から、立入検査、当該検査結果に基づく行政処分まで一貫した対応が求められるところ。 また、市場監視によって国民経済に影響を及ぼすような相場操縦の端緒を発見した場合などには、商品先物取引所法等商品先物取引に関する専門的知識を有し、数次の研修、現場の経験を踏まえた地方農政局職員が、取引参加者や商品取引所に緊急に本店・支店が所在する全ての都道府県に対して一斉に立入検査等を実施することとなる。 <p>（根拠法令）</p> <ol style="list-style-type: none"> 商品取引所法第 157 条第 1 項、第 2 項（商品取引所等）、第 184 条第 1 項（商品取引清算機関等）、第 231 条第 1 項、第 3 項（商品取引員等）、第 263 条第 1 項（商品先物取引協会等）、第 321 条第 1 項（委託者保護基金等）、第 338 条第 1 項（第 1 種特定施設開設者）、第 345 条（第 2 種特定施設開設者）、第 349 条第 10 項（店頭商品先物取引業者） 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律第 12 条第 1 項（海外商品取引業者） 商品投資に係る事業の規制に関する法律第 30 条第 1 項（商品投資顧問業者等）、第 37 条（商品投資販売業者） 犯罪による収益の移転防止に関する法律第 14 条（商品取引員） <p>（出先機関が実施している業務内容） 地方農政局の管轄区域内における上記①～④の法律の規定に基づく検査に関する事務</p>	
予算の状況 （単位：百万円）	なし	
関係職員数	11 人	
事務量（アウト プット）	<p>立入検査件数</p> <p>平成 19 年度：23 件（うち農政局検査件数 15 件） 平成 20 年度：21 件（うち農政局検査件数 15 件） 平成 21 年度：33 件（うち農政局検査件数 21 件）</p> <p>行政処分件数</p> <p>平成 19 年度分：19 件（うち報告徴収 6 件、改善命令 2 件、営業停止 11 件） 平成 20 年度分：17 件（うち報告徴収 3 件、営業停止 14 件） 平成 21 年度分：17 件（うち報告徴収 1 件、改善命令 2 件、営業停止 14 件） ※平成 21 年度分に係る行政処分については、一部精査中</p>	
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日） 地方に移管	
その他各方面の 意見	<p>商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議 平成 21 年 7 月 2 日（木）（参）経済産業委員会（抜粋）</p> <p>政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。</p> <p>一（略）立入検査、行政処分等を含めた迅速かつ厳正な法執行を行うこと。</p> <p>四（略）国際的な市場監視体制の強化及び市場の管理・監督体制の充実に努めること。</p>	

	<p>民主党分権調査会「民主党分権革命ビジョン中間報告」(2006年3月29日)(抜粋) 中央政府の役割 (5) 市場の監視・制御(金融・証券市場、消費者保護・)統一されたルールの運用 「資本・労働・商品のいずれにおいても日本国という単位で市場が形成されている。」</p>																
<p>既往の政府方針等</p>	<p>特になし</p>																
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>C - c</p> </div>	<p>国と地方の役割分担</p> <ol style="list-style-type: none"> この業務は、食料の安定供給の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。 具体的には、商品先物市場のうち農林水産物に係るものについては、一般投資家に対して資金運用の場を提供するのみならず、価格変動リスクヘッジ機能を通じた食品原材料の安定供給確保等のために重要な社会インフラであり、国境を越えた資金移動が行われ、各国規制当局の国際協調が求められる中、市場システムの安定的な運用、信頼性の向上には、全国的・国際的なルールを踏まえ、端緒情報の把握から、立入検査、当該検査結果に基づく行政処分まで、国による一貫した対応が重要となる。 <p>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生じる理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 仮に検査業務を都道府県で実施する場合、国がつかんだ端緒情報などを元に、各関係都道府県がそれぞれ立入検査を行い、その結果等を踏まえ、国が行政処分を行うこととなるが、この場合、国や都道府県間の連絡調整等行政コストがこれまで以上に発生し、連携ミスを誘発させ、最終的な不利益処分に対する責任の所在も不明確となる。このような監督レベルの低下は、市場の信頼性の低下や消費者トラブルの増加にもつながることとなる。 商品先物市場は一つの市場で海外も含めた広域な地域をカバーしているため、立入検査の対象となる商品先物取引の受託業者等は国の許可等を受ければ全国どこでも営業を行うことが可能である。このような中、各都道府県において厳格な立入検査を行うための体制を整備することとした場合、商品先物取引の受託業者の支店等がない都道府県においても、所管地域に支店等が設置される可能性に備え、専門知識を有し、経験を踏まえた検査担当職員を最低2名配置しなければならないため、行政効率著しく非効率となる。なお、当該業務は専門性や経験が要求されるものであり、事務処理の基準等の存在のみでは十分に対応することができない。 また、国の市場監視によって、国民経済に影響を及ぼすような相場操縦等の端緒を発見した場合、取引参加者や商品取引所に緊急に立入検査等の対応を行う必要があり、都道府県との連絡・調整に時間を費やすことはできない。 なお、商品先物取引の広域受託業者に、一斉に立入検査をする際、本店・支店が所在する全ての都道府県が、当該立入検査を行うためだけに、その都度広域的实施体制を構築することは非効率であり、都道府県にも大きな負担を強いることとなる。 <p>なお、現状において、検査官を3地方農政局(関東、東海、近畿)に11名配置しており、当該検査官数と検査対象となる受託業者数(22年5月現在)は以下のとおり。</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>関東農政局</td> <td>検査官5名</td> <td>25本社</td> <td>25支店</td> </tr> <tr> <td>東海農政局</td> <td>検査官2名</td> <td>3本社</td> <td>8支店</td> </tr> <tr> <td>近畿農政局</td> <td>検査官4名</td> <td>7本社</td> <td>18支店</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td></td> <td>2本社</td> <td>30支店</td> </tr> </table> <p>大多数の事業者の本店、支店が3地方農政局管轄地域に所在しており、これらの地方農政局は、本省の検査官と連携して、立入検査前の端緒情報の収集や、立入検査後に検査結果報告の内容を事業者へ直接出向き再確認するなど、迅速かつ機動的</p>	関東農政局	検査官5名	25本社	25支店	東海農政局	検査官2名	3本社	8支店	近畿農政局	検査官4名	7本社	18支店	その他の地域		2本社	30支店
関東農政局	検査官5名	25本社	25支店														
東海農政局	検査官2名	3本社	8支店														
近畿農政局	検査官4名	7本社	18支店														
その他の地域		2本社	30支店														

	<p>な検査業務を行うこととしている。</p> <p>※今後の検査官の地方農政局への配置について 商品先物取引法が平成23年1月より施行され、現行法の受託業者等に加え、新たな許可業者等（店頭デリバティブ業者、海外先物取引業者等）が検査対象とされるため、緊急時の機動性、業務の合理性等の観点から、関係業者の所在地、数、規模等を考慮して、地方農政局への検査官の適正な配置について検討したい。</p>
備考	

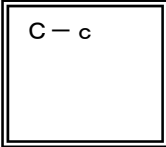
事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方農政局

整理番号（ 17 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）

事務・権限名	中央卸売市場の検査・指導等
事務・権限の概要	<p>〈目的〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央卸売市場は、生産から消費に至る我が国全体の生鮮食料品等の円滑な流通を図り、もって国民生活の安定に資することを目的として全国に計画的に配置されており、食料安全保障上、極めて大きな役割を担っている。 <p>（中央卸売市場における集荷・分荷の範囲は一つの県域にとどまらないのが一般的である。また、卸売業者に対する財務指導基準は、法人経営全体でみる必要があるが、卸売業者にあつては、県域を超えて事業を広域展開する者も多い。）</p> <ul style="list-style-type: none"> そのような役割を適正に発揮させていくためには、中央卸売市場における卸売業者の業務及び財務の適正かつ健全な運営を全国一定水準で確保する必要があることから、金融機関に対する監督と同様、国が端緒情報の把握から立入検査、当該検査結果に基づく行政処分まで一貫した対応を行っている。 具体的には、卸売市場業務に関する専門的知識を有し、数次の研修、現場の経験を踏まえた地方農政局職員が、中央卸売市場の卸売業者に対する定期的な検査又は不祥事の発生など、何らかの情報に基づく緊急の検査等を実施する体制がとられているところである。 そのような中で、現在、卸売市場法施行令の規定に基づき、都道府県又は政令指定都市が開設者となっている中央卸売市場を除く中央卸売市場に対しては、農林水産大臣のほか、都道府県知事も検査が実施できるよう措置されているが、これまでに都道府県知事の検査実績はなく、そのような中央卸売市場の卸売業者に対しても農林水産大臣が検査を実施しているところ。その理由は、 <ol style="list-style-type: none"> 都道府県知事が検査を行った結果からみて卸売市場法等の違反の可能性がある場合や、卸売市場法に基づく改善措置を命ずることが求められる場合には、農林水産大臣が検査等を行って確認する必要があること 平成11年の卸売市場法の一部改正により、卸売業者についての財務指導基準が設けられているが、これは、卸売業者たる法人を全人格的にみるものであるため、当該法人が県域を超えて広域展開している場合（他県にある中央卸売市場においても卸売業者の許可を得ている場合や、他県において兼業業務を行っている場合）等、行政管轄区域が県内に限られている都道府県知事よりも、農林水産大臣が検査等を行った方が適切かつ効率的である場合が存在すること 等によるものである。 <p>○ 卸売業者等への監督・検査 〈根拠法令〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売市場法第48条第1項(検査) <p>〈具体的な業務内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的に管内中央卸売市場の卸売業者の取引内容及び財務状況等についての検査及びその検査結果に基づく検査指摘書の交付、改善報告書の徴収 問題事案（法令違反等）が発生した卸売業者及び中央卸売市場の開設者に対する検査及びその検査結果に基づく検査指摘書の交付、改善報告書の徴収 <p>（卸売市場法施行令第9条の規定において、法第48条第1項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務（都道府県及び政令指定都市が開設者である場合は除く。）は、農林水産大臣のほか、都道府県知事も行えることとされているが、これまでのところ、都道府県が中央卸売市場の卸売業者に対し、検査を行った実績はない。）</p> <p>○ 財務関係書類等の受理 〈根拠法令〉</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卸売市場法（昭和46年4月3日法律第35号）第20条第1項（純資産額の報告）、第20条第2項（残高試算表の提出）第28条（事業報告書の提出） 〈具体的な業務内容〉 ・ 卸売業者の純資産額報告の受理、意見を付して本省へ送付 ・ 卸売業者の残高試算表の受理、意見を付して本省へ送付 ・ 卸売業者の事業報告書の受理、本省への送付
予算の状況 （単位：百万円）	－
関係職員数	7人
事務量（アウト プット）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検査 平成21年度検査件数：52件（うち農政局検査件数35件） 平成20年度検査件数：41件（うち農政局検査件数31件） 平成19年度検査件数：39件（うち農政局検査件数33件） ○ 純資産額報告 平成21年度報告件数：450件（うち農政局報告件数428件） ○ 残高試算表 平成21年度報告件数：90件（うち農政局報告件数80件） ○ 事業報告書 平成21年度報告件数：225件（うち農政局報告件数214件） ○ 検査を端緒として業務改善命令を発出した実績 平成12年度から19年度まで2件 ○ 国が発出した財務改善命令 平成12年度から21年度まで82件（うち農政局が精査したもの76件） ○ 検査指摘書の交付及び改善報告書の徴収 平成19年度から21年度まで各132件（うち農政局検査分99件）
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 地方に移管
その他各方面 の意見	特になし
既往の政府方 針等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）－抜粋－ 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 （3）食品産業の持続的な発展と新たな展開 ① フードチェーンにおける連携した取組の推進 卸売市場については、「コールドチェーンシステム」の確立等生産・消費ニ ズへの的確な対応や公正かつ効率的な取引の推進等により、その機能強化 を図る。併せて、卸売市場の機能強化を支えるため、経営的視点を持った市 場運営の確保、市場の再編や卸・仲卸業者の経営体質の強化を推進する。
自己仕分け 〈仕分け結果〉 	<p>国と地方の役割分担</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この業務は、食料の安定供給の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当する。 2. 具体的には、中央卸売市場は、我が国全体の生鮮食料品等の円滑な流通を図り、もって国民生活の安定に資することを目的として計画的に全国に配置されているものであり、品質劣化が著しく、保存期間が限定されるという生鮮食料品等の性質上、その供給体制に支障が生じた場合には国民の食生活に大きな混乱をもたらしかねないことから、食料安全保障上極めて大きな役割を担っており（青果物・水産物の卸売市場経由率は6割であり、国産青果物に至っては9割が卸売市場を經由）、当該業務は、国が責任をもって対応すべき業務である。 3. また、中央卸売市場は、全国で指標性のある価格形成機能を有していることから、その業務の適正かつ健全な運営を全国一定水準で確保するために、国が全国統一的な判断基準により検査・指導業務を行うことは、市場経済の確立に不可欠なものであり、国がその責任において行うべきものである。

	<p>4. さらに、このような監視・制御については、金融や証券においても行われているように、市場や業界に対する監督、検査及び処分という一連の手続が一体となって措置されることにより、市場の透明性、公平性や信頼性が確保されるものであり、これらの事務を切り離すことは不適切である。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生じる理由</u></p> <p>1. 現状、全国で7人の検査官が中央卸売市場の検査・監督を行っており、卸売市場法施行令第9条の規定の対象となる市場は、22県・28市場ある。そのため、当該事務・権限を移譲した場合、それぞれの県に検査担当職員が最低1名必要となり、合計で最低22人必要となるため、著しく非効率な行政運営となってしまう。</p> <p>2. なお、全国に配置されている中央卸売市場及び卸売業者に対する取引内容や財務状況等の検査業務等については、問題事案発生後の検査着手に係る迅速性や追加検査等の機動性を十分に確保する必要があることから、当該中央卸売市場及び卸売業者に近接した地方農政局において実施することが求められる。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方農政局

整理番号（ 18 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）

事務・権限名	食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する助成）
事務・権限の概要	<p>〔業務内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案に係る総合化事業計画の審査・認定事務等 （総合化事業計画の認定：法第5条第1項、変更認定：法第6条第1項、認定の取消し：法第6条第3項、情報提供等：法第18条第1項、認定農林漁業者等への指導・助言：法第20条） ・ 農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案に係る研究開発・成果利用事業計画の審査・認定事務等 （研究開発・成果利用事業計画の認定：法第7条第1項、変更認定：法第8条第1項、認定の取消し：法第8条第3項、情報提供等：法第18条第1項、認定研究開発・成果利用者等への指導・助言：法第20条） ・ 農工商等連携促進法に係る農工商等連携事業計画の審査・認定業務等 （農工商等連携事業計画の認定：法第4条第1項、変更認定：法第5条第1項、認定の取消し：法第5条第3項、認定事業者への指導・助言：法第16条） ・ 農工商等連携促進法に係る農工商等連携支援事業計画の審査・認定業務等 （農工商等連携支援事業計画の認定：法第6条第1項、変更認定：法第7条第1項、認定の取消し：法第7条第2項、認定事業者への指導・助言：法第16条） ・ 農工商等連携支援事業等に関する事業計画の審査・承認及び補助金交付事務等 （事業実施計画の承認・変更承認：食品産業競争力強化対策事業実施要領（平成20年3月31日付け19総合第1744号）第5、事業評価：同第6、補助金交付事務：補助金等適正化法第26条第1項） ・ 省エネ法に基づく食品関連事業者等に対する報告徴収、立入検査、定期報告の受理等 （報告徴収及び立入検査：法第87条第3項及び第9項、定期報告の受理：法第15条第1項及び法第63条第1項、指導：法第6条及び法第60条、現地調査：21総合第1113号局長通知「工場現地調査に基づくエネルギー管理指定工場への指導、報告徴収、立入検査等の実施要領」） ・ 容器包装リサイクル法に基づく食品関連事業者等に対する報告徴収、立入検査、定期報告の受理等 （報告徴収：法第39条、立入検査：法第40条第1項、定期報告の受理：法第7条の6） ・ 食品リサイクル法に基づく食品関連事業者等に対する報告徴収、立入検査、定期報告の受理等 （報告徴収及び立入検査：法第24条第1項、第2項及び第3項、定期報告の受理：法第9条第1項）
予算の状況 （単位：百万円）	<p>地域農工商等連携促進対策事業 359 の内数※</p> <p>農工商等連携促進施設整備支援事業 778 の内数※</p> <p>フードバンク活動推進事業 24 の内数※</p> <p>食品リサイクル・ループ構築促進事業 45 の内数※</p> <p>食品廃棄物効率的収集体制構築促進事業 7 の内数※</p> <p>食品廃棄物オンサイト肥飼料化設備導入事業 135 の内数※</p>

	※ 予算額で農政局分及び北海道分に分けることは困難なため、予算全額を記載した
関係職員数	119 人の内数
事務量（アウト プット）	<p>農商工関係…〔法定認〕</p> <p>農商工等連携事業計画の認定：328 件（北海道沖縄県を除く。以下同じ。） （中小企業者：368 事業者、農林漁業者：379 事業者）</p> <p>同事業計画変更認定：5 件 同事業計画認定の取消し：該当なし 農商工等連携支援事業計画の認定：6 件</p> <p>〔補助事業〕</p> <p>補助事業交付件数：19 年度 52 20 年度 61 21 年度 121</p> <p>容り法関係…定期報告件数：19 年度 455 20 年度 494 21 年度 — 巡回点検実施事業者数：19 年度 9174 20 年度 8300 21 年度 7198 報告徴收件数：19 年度 0 20 年度 407 21 年度 0 立入検査件数：19 年度 4 20 年度 0 21 年度 0 ※ 21 年度分の定期報告件数は、現在集計中</p> <p>食り法関係…定期報告件数：19 年度 — 20 年度 3482 21 年度 — 巡回点検実施事業者数：19 年度 17500 20 年度 14721 21 年度 10823 報告徴收件数：19 年度 88 20 年度 0 21 年度 0 立入検査件数：19 年度 0 20 年度 0 21 年度 0 ※ 1 定期報告は法改正により 20 年度から実施。 2 21 年度分の定期報告件数は、現在集計中</p> <p>省エネ法関係…定期報告件数【工場】19 年度 1384 20 年度 1473 21 年度 — 【荷主】19 年度 158 20 年度 162 21 年度 183 指導件数【工場】19 年度 184 20 年度 67 21 年度 46 【荷主】19 年度 — 20 年度 — 21 年度 14 現地調査件数【工場】19 年度 44 20 年度 190 21 年度 177 報告徴收件数【工場】19 年度 184 20 年度 67 21 年度 46 【荷主】19 年度 — 20 年度 — 21 年度 14 立入検査件数【工場】19 年度 3 20 年度 16 21 年度 16 【荷主】19 年度 — 20 年度 — 21 年度 0 ※ 1 工場に係る 21 年度分の定期報告は、省エネ法の改正に伴い 22 年 11 月末が提出期限 2 荷主に係る指導、報告徴収及び立入検査は 21 年度から実施。 3 現地調査は工場のみ対象。</p>
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日） 地方に移管
その他各方面の 意見	事業者や農林漁業者から、補助事業に関する情報提供や相談対応について農政局で対応してほしいとの要望あり。
既往の政府方針 等	<p>○ 国が 6 次産業化に関する個々の計画を直接認定し、支援・指導措置を講ずることを内容とする「農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案」を平成 22 年 3 月 9 日に閣議決定して国会に提出（継続審議）しているところであり、地方農政局はこの業務を執行する中心的な役割を果たす予定。</p> <p>○ 食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）—抜粋— 第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 1. 食料の安定供給の確保に関する施策 (3) 食品産業の持続的な発展と新たな展開 ②国内市場の活性化 食品産業の基盤となる国内市場について、農林水産物等の地域資源を活用する 6 次産業化や地域ブランドの活用等を促進するとともに、高齢者が飲食しやすい食品等消費者のニーズに合った新商品・メニューの開発を進めること等により、新たな価値を創造し、質が高く多様性に富んだ国内市場の維持・回復を進める。</p>

	<p>また、企業としての社会的責任を果たすため、環境配慮への要請等を踏まえ、温室効果ガスの排出削減、食品廃棄物の削減と資源の有効利用を促進するとともに、消費者とのコミュニケーションの強化等の自主的な取組やコンプライアンスの徹底を推進する。</p> <p>3. 農村の振興に関する施策 (1) 農業・農村の6次産業化 農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「資源」と、食品産業、観光産業、IT産業等の「産業」とを結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進する。</p> <p>○ 新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～ （平成21年12月30日閣議決定）—抜粋—</p> <p>2. 6つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (4) 観光立国・地域活性化戦略 （「地域資源」の活用と技術開発による成長潜在力の発揮） 今後、自然資源、伝統、文化、芸術などのそれぞれの地域が有するいわば「地域資源」と融合しつつ技術開発を進め、成長への潜在力の発揮及び需要喚起に結びつけていく。また、農山漁村に広く賦存するバイオマス資源の利活用を更に促進する。 また、いわゆる6次産業化（生産・加工・流通の一体化等）や農商工連携、縦割り型規制の見直し等により、農林水産物の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出していく。</p> <p>○ 民主党の政権政策Manifesto2010（平成22年6月17日民主党代表発表）—抜粋— 7/農林水産業 ○農林漁業について製造業・小売業などとの融合（農林漁業の6次産業化）により生産物の価値を高めることで、農林漁業と農山漁村の再生を図ります。</p>
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C-c</div>	<p><u>国と地方の役割分担</u></p> <p>1. この業務は食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2. 具体的には、</p> <p>① 食品関連事業者の営業区域や農商工連携の取組は、実際に全国的・広域的なものが多いこと。特に、農商工連携については、現時点で都道府県域を超えるものが相当数あるほか、農商工連携の取組が成果を挙げるためには、今後、1対1の連携から、1対多数の連携などネットワーク化を進め、都道府県域を越える広域での連携や、輸出促進の視点からは海外の事業者との連携を更に推進していくことが必要なこと。</p> <p>② 食品の国民への供給において重要な役割を果たす食品産業や農山漁村の資源を活用した様々な産業の健全な発展を図るためには、全国的な視点で施策を実施することが必要なこと。例えば、補助事業について都道府県の判断に任せただけの場合、地域ごとの事業要望は年度によって大きく変動しており、事業に対する需要と自治体の財政措置にミスマッチが生じる、都道府県域を越える事業については補助の優先順位が低くなるおそれがあるといった課題がある。</p> <p>③ 上述のような食料安全保障や農業・農村の再生の観点からは、食品産業や農山漁村の資源を活用した様々な産業の発展に資する取組は積極的に全国的に波及させることが重要であること</p> <p>からも、国が担うことが必要である。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>食品産業や農業、農山漁村の資源を活用した様々な産業は、全国各地に点在し、その客体には極めて多様な地域性がある中で、上記2のように全国的に行うことが効率的である。農林漁業・農山漁村の6次産業化のための業務、食品産業その他の所掌に係る事務について、地方農政局を介さずに、本省だけで47都道府県全ての事業者、農林漁業</p>

	者等を対象に当該業務を処理することは、①業務量が膨大であり、物理的に不可能であること、②職員の出張旅費等が高むなど効率的でないこと、③事業者の利便性の低下につながることから、著しい支障が生じる。
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方農政局

整理番号（ 19 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する広報啓発）
事務・権限の概要	〔業務内容〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農商工等連携促進法に係る農商工等連携事業等の広報（国、地方公共団体等の責務：法第15条） ・ 容器包装リサイクル法や食品リサイクル法に基づく制度の広報・啓発（国の責務：容り法第5条第4項、食り法第5条第3項）
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	119人の内数
事務量（アウト プット）	農商工関係…法施行時（平成20年7月）には広報・啓発は実施していたが、現在は実施していない。 容り法関係…巡回点検時、指導の対象となる事業者等に対し必要に応じて、指導の一環として一部実施。 食り法関係…巡回点検時、指導の対象となる事業者等に対し必要に応じて、指導の一環として一部実施。
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 地方に移管
その他各方面の 意見	事業者や農村漁業者から、補助事業に関する情報提供や相談対応について農政局で対応してほしいとの要望あり。
既往の政府方針 等	○ 食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）—抜粋— 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 1. 食料の安定供給の確保に関する施策 （3）食品産業の持続的な発展と新たな展開 ②国内市場の活性化 食品産業の基盤となる国内市場について、農林水産物等の地域資源を活用する6次産業化や地域ブランドの活用等を促進するとともに、高齢者が飲食しやすい食品等消費者のニーズに合った新商品・メニューの開発を進めること等により、新たな価値を創造し、質が高く多様性に富んだ国内市場の維持・回復を進める。 また、企業としての社会的責任を果たすため、環境配慮への要請等を踏まえ、温室効果ガスの排出削減、食品廃棄物の削減と資源の有効利用を促進するとともに、消費者とのコミュニケーションの強化等の自主的な取組やコンプライアンスの徹底を推進する。 3. 農村の振興に関する施策 （1）農業・農村の6次産業化 農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「資源」と、食品産業、観光産業、IT産業等の「産業」とを結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進する。 ○ 新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～ （平成21年12月30日閣議決定）—抜粋—

	<p>2. 6つの戦略分野の基本方針と目標とする成果</p> <p>(4) 観光立国・地域活性化戦略 (「地域資源」の活用と技術開発による成長潜在力の発揮) 今後、自然資源、伝統、文化、芸術などのそれぞれの地域が有するいわば「地域資源」と融合しつつ技術開発を進め、成長への潜在力の発揮及び需要喚起に結びつけていく。また、農山漁村に広く賦存するバイオマス資源の利活用を更に促進する。</p> <p>また、いわゆる6次産業化（生産・加工・流通の一体化等）や農商工連携、縦割り型規制の見直し等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出していく。</p> <p>○ 民主党の政権政策Manifesto2010（平成22年6月17日民主党代表発表）－抜粋－ 7／農林水産業 ○農林漁業について製造業・小売業などとの融合（農林漁業の6次産業化）により生産物の価値を高めることで、農林漁業と農山漁村の再生を図ります。</p>
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C-c</div>	<p><u>国と地方の役割分担</u></p> <p>1. この業務は食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2. 具体的には、食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する助成）の業務の一部として実施しており、国及び農政局の職員が食品産業行政の一環として実施することが効率的かつ効果的である。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>食品産業や農業、農山漁村の資源を活用した様々な産業は、全国各地に点在しており、地方農政局を介さずに、本省だけで47都道府県全ての事業者、農林漁業者等を対象に当該業務を処理することは、①業務量が膨大であり、物理的に不可能であること、②職員の出張旅費等が嵩むなど効率的でないこと、につながることから、これまでと同様に食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する助成）の業務の一部として実施することが効率的かつ効果的である。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方農政局	整理番号（ 20 ）
-------------	------------

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等
事務・権限の概要	<p>〈目的〉 国民生活に欠くことのできない「食品」の生産段階から消費段階に至る流通過程における合理化と高度化を図ることにより、国民に安全な食品を安定的に供給する。</p> <p>〈根拠法令〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「食品流通構造改善促進法」（平成3年法律第59号） →第4条第1項～第5項（認定）、第5条第1項～第2項（変更認定、取消し）、第9条（指導及び助言）、第10条（報告の徴収） ・ 「食品流通構造改善促進法施行規則」（平成3年農林水産省令第38号） →第11条（権限の委任） <p>〈具体的な業務内容〉 食品流通構造改善促進法に基づき、食品製造業者等が作成した構造改善事業の計画について、統一的な基準に基づいて農林水産大臣が認定（法第4条）する業務。併せて、認定事業者への指導・助言及び報告徴収業務を実施。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	-
関係職員数	79人の内数
事務量（アウト プット）	<p>〈平成21年度農政局認定件数〉42件（このほか、本省認定件数8件） 〈平成20年度農政局認定件数〉34件（このほか、本省認定件数6件） このほか、認定後の変更認定（平成21年度農政局認定件数12件）等の業務を実施。</p>
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 地方に移管
その他各方面の 意見	特になし
既往の政府方針 等	<p>食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）－抜粋－ 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 （3）食品産業の持続的な発展と新たな展開 ① フードチェーンにおける連携した取組の推進 フードチェーンの適切な機能の発揮を図るため、食品産業による国内農業との連携強化や農業への参入促進、海外からの原料調達の安定化に加え、食品流通の効率化・高度化に係るフードチェーンの各段階で連携した取組を推進する。また、取引情報の標準化等、フードチェーンの関係者間で伝達が必要な事項の共通化の取組を推進する。</p>
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;">C-o</div>	<p>国と地方の役割分担</p> <p>1 この業務は、食料の安定供給の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 具体的には、本業務は人の生命の維持に欠くことのできない「食品」の生産段階から消費段階に至る流通過程における合理化と高度化を図ることにより、国民に安全な食品を安定的に供給することを目的としており、国全体の食品流通の「構造改善」において極めて重要な役割を担っていることから、国が責任を持って対応する必要がある。</p> <p>3 また、本認定業務の対象となる構造改善事業の多くは、食品製造業者等及び農林漁業者等が連携して食品流通の構造改善を図るというものであるが、平成21年</p>

	<p>度に認定された事業のうち約5割が複数の都道府県にまたがっていることから分かるように、両者の連携は一都道府県で完結するものではなく、国が全国的な視点から適切に事務を行う必要がある。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由</u></p> <p>1 農政局における認定件数は年間54件（平成21年度実績。変更認定を含む。）となっている。当該事務・権限を移譲した場合、各都道府県において年間1件程度しか発生しない業務であるにも関わらず、本業務を遂行できる者が最低1名必要となり、著しく非効率な行政運営となってしまう。</p> <p>2 なお、認定事業者に対する指導及び助言にあたっては、先方の利便性に配慮しつつ、一定の機動性を確保する必要があることから、当該事業者に近接した地方農政局において実施することが求められる。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方農政局 整理番号（ 21 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	事業協同組合等の設立認可等
事務・権限の概要	<p>〔業務内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業等協同組合法（以下「中協法」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（以下「中団法」という。）に係る組合の設立認可及び定款変更の認可等 設立認可：中協法第 27 条の 2 第 1 項、中団法第 42 条第 1 項 定款変更の認可：中協法第 51 条第 2 項、中団法第 47 条第 2 項の規定において読み替えて準用する中協法第 51 条第 2 項 報告の徴収：中協法第 105 条の 3、中団法第 92 条 検査：中協法第 105 条の 4、中団法第 93 条 業務改善命令：中協法第 106 条第 1 項、中団法第 67 条 等 ・ 複数の都道府県を区域（全国を除く）としている農林水産関係の中協法及び中団法に基づく組合等を所管
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	7 人の内数
事務量（アウト プット）	事業協同組合等数：19 年度 1,107 20 年度 1,199 21 年度 1,278 設立認可件数：19 年度 48 20 年度 27 21 年度 15 定款変更認可件数：19 年度 456 20 年度 570 21 年度 547 報告の徴収件数：19 年度 1 20 年度 1 21 年度 1 検査件数：19 年度 1 20 年度 2 21 年度 3 業務改善命令件数：19 年度 0 20 年度 2 21 年度 0
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日） 地方に移管
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	
自己仕分け 【仕分け結果】 A-b-②	<p><u>国と地方の役割分担</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この業務は食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第 1 条の 2 第 2 項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当する。 2. 具体的には、 <ol style="list-style-type: none"> ① 単一都道府県のみ事業者を組合員とする組合については、その所在地の都道府県知事が設立認可等を行い、 ② 複数の都道府県と全国区域の事業者を組合員とする組合については、各地域における事業の全てを総合的に把握して、公平かつ中立的な観点から判断することが必要であることや、効率性の観点等から、国が設立認可等を行うこととなっている。 3. 今後、複数の都道府県事業者を組合員とする組合に関する事務については、広域連合などの地方自治体の広域実施体制等の整備が行われることになれば地方農政局の業務を地方へ移管することを検討。ただし、関係省庁も同様の対応が必要。 4. なお、当該広域実施体制等の区域を越える組合については、引き続き各地域における事業の全てを総合的に把握して、公平かつ中立的な観点から判断することが必要であることや、効率性の観点等から、国が設立認可等を行う。
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方農政局

整理番号（ 22 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	水田・畑作経営所得安定対策に関する事務
事務・権限の概要	<p>○ <u>水田・畑作経営所得安定対策の実施</u></p> <p>【目的・概要】 水田・畑作経営所得安定対策は、我が国の土地利用型農業の体質強化を加速化し、WTO協定における国際規律に対応しうる政策体系を確立し、国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的として創設された支援制度。全額国費をもって農業者に直接交付金を交付している。</p> <p>【関係する法令】 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律</p> <p>【出先機関が実施している具体的な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入申請受付、審査 ・加入者要件、過去の生産実績等に関する現地調査 ・過去の生産実績に基づく交付金の交付申請受付、審査 ・毎年の生産量・品質に基づく交付金の交付申請受付、審査 ・収入減少影響緩和交付金の交付申請受付、審査 ・交付金交付決定、支払い等会計業務
予算の状況 （単位：百万円）	233,041 百万円
関係職員数	346 名の内数
事務量（アウト プット）	加入申請件数： 平成 21 年 85,233 経営体、平成 20 年 84,274 経営体、平成 19 年 72,431 経営体
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日） 地方移管する事務
その他各方面の 意見	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C-c</div>	<p><u>国と地方の役割分担</u></p> <p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第 1 条の 2 第 2 項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 水田・畑作経営所得安定対策は、我が国の土地利用型農業の体質強化を加速し、WTO協定における国際規律に対応しうる政策体系を確立し、国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的として創設された支援制度であり、国が責任をもって実施することが必要である。</p> <p><u>本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障が生じる理由</u> 水田・畑作経営所得安定対策については、戸別所得補償制度の本格実施の際、廃止することも含めて見直す予定であり、自己仕分けの結果は、戸別所得補償制度に関する仕分け結果に同じ。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

	出先機関名：地方農政局	整理番号（ 23 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）		
事務・権限名	農業経営の改善及び安定に関する事務（地方自治体に対する助成）	
事務・権限の概要	<p>【目的・概要】 意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保</p> <p>【関係する法令】 農業経営基盤強化促進法</p> <p>【関係する計画】 食料・農業・農村基本計画</p> <p>【出先機関が実施している具体的な業務内容】</p> <p>1 補助事業関係</p> <p>○ <u>農業経営の育成・確保に資する事業の推進</u> 地方自治体に対する助成として、22年度に実施する事業に係る事務内容</p> <p>○ 経営体育成交付金（集落営農補助）（集落営農の組織化・法人化に必要な農業用機械等の導入を支援。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県・市町村等に対する事業の趣旨及び内容の周知活動 ・ 実施計画の妥当性の協議に関する意見具申 <p>〔※ 21年度は、当該事業に相当する事業として、強い農業づくり交付金のうち集落営農育成・確保緊急整備支援を実施。〕</p> <p>2 その他</p> <p>○ <u>農業経営基盤強化促進法の運用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県が作成する基本方針の策定・変更に係る指導 ・ 農業経営基盤強化促進法の運用に関する市町村への助言 ・ 認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体並びに農用地利用改善団体の実態把握 <p>○ <u>集落営農の組織化・法人化の促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落営農の組織化・法人化の促進に関する都道府県・市町村等への助言 ・ 集落営農による取組事例収集及び整理 <p>○ <u>優良事例の表彰に係る事例収集及び事前審査</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営の改善や地域農業の振興・活性化の優良事例に係る都道府県知事からの収集・事前審査 <p>○ <u>管内各地域の課題に応じた農業経営に関する指導及び助言</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意見交換会等による地域の農業経営の課題の把握 ・ 地域ごとの農業経営の課題に対応した研修会、講演会の実施 	
予算の状況 （単位：百万円）	経営体育成交付金 8,145 百万円の内数	
関係職員数	28名の内数	

<p>事務量（アウト プット）</p>	<p>○ 農業経営の育成・確保に資する事業の推進 (21年度実績：強い農業づくり交付金のうち集落営農育成・確保緊急整備支援) 実績額：39,432百万円の内数 実施数：104地区</p> <p>○ 農業経営基盤強化促進法の運用 【認定農業者等の認定状況の公表（21年3月末）】 (認定経営体数) 認定農業者 246,114、特定農業法人 793 特定農業団体 1,843、農用地利用改善団体 4,129</p> <p>○ 集落営農の組織化・法人化の促進 【集落営農による取組のHP公表事例数（22年7月現在）】 106件（6か月に1度、各農政局ごとに事例調査）</p> <p>○ 優良事例の表彰に係る事例収集及び事前審査 【優良担い手表彰における審査件数(22年度)】 141件 〈候補選定に向けたスケジュール見込み〉 4月～6月 都道府県知事から事例収集 7月中 事前審査。その後、農政局と本省で現地調査を実施。</p> <p>○ 管内各地域の課題に応じた農業経営に関する指導及び助言 意見交換会、研修会等の開催数（22年度） 30回 意見交換会、研修会等の開催数（21年度） 83回 意見交換会、研修会等の開催数（20年度） 55回</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>（全国知事会：国の出先機関の原則廃止に向けて（H22.7.15）） 廃止・民営化等する事務</p>
<p>その他各方面の 意見</p>	
<p>既往の政府方針 等</p>	
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div data-bbox="197 1375 363 1518" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>C - c</p> </div>	<p><u>国と地方の役割分担</u></p> <p>1 この事務は、食料の安定供給（食料自給率の向上）の観点から、国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2 農業従事者の減少や高齢化により我が国農業の生産構造の脆弱化が進む中、国民の生存にとって不可欠である食料の安定供給を確保するためには、将来にわたり農業生産を担うべき競争力ある経営体を確保していくことは国の役割として重要である。</p> <p>3 仮に、農業経営の改善及び安定に関する事務として、国が地方公共団体に対して何ら関与しないこととした場合、各々の地方公共団体の政策の優先順位や財政状況によっては、国民の食料供給を担うべき優良な経営体の確保に係る支援措置が十分には講じられず、我が国全体として農業生産力の一層のぜい弱化を招き、ひいては食料の安定供給という国の担うべき責務を十全に果たすことができなくなる事態も想定される。</p> <p>4 このような事態を未然に防ぐため、農業経営の改善及び安定に関する事務の一環として、地方自治体が優良な経営体を確保するための施策を的確に実施し得るよう、国が財政的な下支え等を講じ、政策的なインセンティブを付与することにより、我が国として農業生産基盤となる優良な経営体の育成・確保を着実に図ることが必要であり、引き続き、国が農業経営の改善及び安定に関する事務のうち</p>

備考	<p>地方自治体への助成を行う必要がある。</p> <p>5 なお、この事務を実施するに当たっては、農業は、地域ごとの気象や土壌といった自然条件や大消費地との距離等の社会条件に大きく左右されることを踏まえ、国による画一的な事業の押しつけではなく、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本省では、事業全体の企画・立案 ② 現場を熟知する地方農政局では、事業内容の承認、指導等の事業に係る国と地方自治体間との調整 ③ 地方自治体では、個別事業の計画策定及び執行をそれぞれ担当し、国と地方自治体間の適切な役割分担の下、地域の実情を踏まえた支援策を講じているものである。 <p><u>本省と地方自治体のみでは事務の遂行に著しい支障が生じる理由</u></p> <p>1 現在地方農政局が行っている当該事務を本省において行うこととした場合、最大で28人を本省に移管する必要がある。さらに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本省では、個別案件ごとに地域の実情に即した判断ができず、地方自治体の意向を踏まえた調整が困難となることや ② 47都道府県を一手に相手にすることから、交付申請や事業の評価等に係る膨大な量の事務が、特定の時期に過度に集中することにより、事務の効果的かつ円滑な運用・実施に著しい支障が生じるおそれがある。 <p>2 加えて、農業経営の改善及び安定に関する施策の基礎となる事例、実態等の現場情報の収集について、地方農政局での情報収集に代えて地方自治体から情報提供を受けるとした場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地方自治体から提供された情報を本省ですべて精査しなければならず事務が過大となるほか、 ② 提供された情報を実地に精査するためには本省から全国各地に出張せざるをえず、このための労力や費用も増大することとなり、結果として現場情報の収集が滞れば、施策の企画立案に支障が生じるおそれがある。 <p>3 このため、本事務については、引き続き農政局で実施する必要がある。</p>
----	--

事務・権限自己仕分けシート

	出先機関名：地方農政局	整理番号（ 24 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）		
事務・権限名	農業経営の改善及び安定に関する事務（災害対策に関する地方自治体との調整）	
事務・権限の概要	<p>【目的・概要】 農業関係の災害に関する情報の収集・報告及び防災・災害対策に係る連絡調整等の事務</p> <p>【関係する法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策基本法 ・ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災融資法） ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚災害法） ・ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 <p>【関係する計画】 食料・農業・農村基本計画（快適で安全・安心な農村の暮らしの実現）</p> <p>【出先機関が実施している具体的な業務内容】</p> <p>1 補助事業関係</p> <p>○ 災害発生時における、農地・農業用施設の復旧の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害状況の調査 ・ 災害復旧に係る事業計画の確認及び当該事業の査定 ・ 災害復旧に係る事業の実態把握及び当該事業の適切な管理 <p>2 その他</p> <p>○ 農業関係の災害に関する情報の収集・報告、防災・災害対策に係る連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管内の災害に関する情報の収集・報告 ・ 都道府県等関係機関、農政局防災担当他部局・森林管理局及び本省災害・防災担当部局との連絡調整 ・ 農政局内における災害対策本部の設置 	
予算の状況 （単位：百万円）	農林水産業共同利用施設災害復旧事業	100 百万円
	被害農家営農資金利子補給等補助金	93 百万円
関係職員数	130 名の内数	
事務量（アウト プット）	<p>○ 災害発生時における、農地・農業用施設の復旧の支援</p> <p>平成 21 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地・農業用施設の復旧（共同利用施設） 2 箇所 ・ 被害農家営農資金利子補給等補助金の交付都道府県数 9 都道府県 <p>（※ 事務量は災害発生状況に依存するため、年度ごとに大きく変動する。）</p> <p>（参考）平成 16 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地・農業用施設の復旧（共同利用施設） 93 箇所 ・ 被害農家営農資金利子補給等補助金 14 都道府県 <p>○ 農業関係の災害に関する情報の収集・報告、防災・災害対策に係る連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去 10 年間の主な自然災害発生件数 55 件 ・ 過去 10 年間の非常災害対策本部の設置 5 回 ・ 過去 10 年間の政府調査団の派遣状況 32 回（28 災害） 	
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日） 国に残すべき事務	

<p>その他各方面の意見</p>	
<p>既往の政府方針等</p>	
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div data-bbox="196 434 363 580" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>C-c</p> </div>	<p><u>国と地方の役割分担</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この事務は、国民の安全・安心の確保（国土の保全等）の観点から、国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。 2 また、当該事務は、国が地方公共団体と協力しながら、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害及び防災に関し万全の措置を講ずる責務を有するとした災害対策基本法に基づき実施されるものである。 3 当該事務の実施に当たっては、大きな災害が発生した場合等には、国は、激甚災害法、天災融資法等に基づき、地方自治体等に対し特別の支援を行うこととなっている。 4 また、県域を越えて被害が発生する場合には、国がリーダーシップを取って、地域ブロックの関係機関をまとめ、協力して対策を講じている。 5 なお、この事務を実施するに当たっては、国による画一的な事業の押しつけではなく、 <ol style="list-style-type: none"> ① 本省では、全国的な視点から、個々の災害に対する対応方針の策定 ② 地方農政局では、国の対応方針策定の前提となる、災害に係る情報の収集及び管内の地方自治体間の連絡・調整 ③ 地方自治体では、地区内での復旧事業への対応及び災害情報の把握をそれぞれ担当し、国と地方自治体間の適切な役割分担の下、災害対策を講じている。 <p><u>本省と地方自治体のみでは事務の遂行に著しい支障が生じる理由</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現在地方農政局が行っている当該事務を本省と地方自治体のみで実施することとした場合、 <ol style="list-style-type: none"> ① 災害発生後直ちに、被災地に職員を派遣する等の機動的な対応ができず、 ② 被害の状況や応急対策等について、地方公共団体等との綿密な連絡・調整が困難となり、防災対策の迅速かつ適切な実施に著しい支障を生じるおそれがある。 2 このため、本事務については、引き続き地方農政局が実施する必要がある。
<p>備考</p>	